

財政基盤強化に向けた 取り組み

(取組期間：令和4年度～令和8年度)

令和3年度策定（令和4年2月）

令和6年度改定（令和7年1月）

江差町財政課

目 次

1. 目的	1 ページ
2. 取り組み項目	1 ページ
3. 中間評価	1 ページ
4. 補助金等の見直し	2 ページ
【中間年（令和6年度）における見直し結果】	8 ページ
5. 事務事業の見直し	11 ページ
【中間年（令和6年度）における見直し結果】	13 ページ
6. 公用車の配置台数の見直し	18 ページ
【中間年（令和6年度）における見直し結果】	23 ページ
7. 財源確保の取り組み	40 ページ
【中間年（令和6年度）における見直し結果】	42 ページ
8. ふるさと納税、企業版ふるさと納税の増額対策	43 ページ
【中間年（令和6年度）における見直し結果】	49 ページ
9. 効果額のまとめ	52 ページ

1. 目的

当町の近年の財政状況を見ると財政調整基金の取り崩しによって予算を編成している状況です。

また、財政の健全化度合いを表す指標の一つである実質公債費比率は、平成27年度決算では14.2%まで低下しましたが、それでも全道で高いほうから16番目でした。その後は上昇を続け15～16%台で推移していますが、平成29年度からは全道のワースト5から抜け出せない状況で全国的・全道的にも高い水準となっています。これを受け、事務事業や補助金の見直しなどにより、収支の改善や基金への依存度合いが低い財政運営が可能となること、実質公債費比率がさらに下がることを目的に財政基盤強化の対策案を検討することとし、令和3年度「中期財政運営方針」のうち、具体的取組等について『財政基盤強化に向けた取り組み』を策定しました。

2. 取り組み項目

財政基盤強化の対策として、次の項目に取り組むこととします。

- ・補助金等の見直し
- ・事務事業の見直し
- ・公用車の配置台数の見直し
- ・財源確保対策の取り組み
- ・ふるさと納税、企業版ふるさと納税の増額対策

以下、各取り組み項目の内容を記載していきます。

3. 中間評価

本取組の実施期間は令和4年度から令和8年度までの5か年となっており、中間年である令和6年度において、前年度までの決算状況等を踏まえ、中間評価を実施しました。

中間評価にあたっては、令和6年度までの取組結果を集約するとともに、想定していた削減効果額に対する実績を評価し、令和7年度以降の取り組みに反映させていくものとします。

なお、中間評価時点における当町の実質公債費比率全道順位（高い順）は次のとおりとなっています。

◎実質公債費比率（3か年平均）の全道179自治体における江差町の順位の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
比率	14.2	14.4	15.5	16.7	16.5	15.6	14.2	13.0	12.3
順位	16	13	6	4	4	4	9	16	22

4. 補助金等の見直し

(1) 見直しの視点と対応方針

見直しするにあたっては、公益性や必要性などの項目ごとにどのような視点で各補助金を点検するか、どういう見直しの対応をしていくのかの方針を定め取り組みました。

項 目	見直しの視点と対応方針
公益性	<p>【視点】</p> <p>① 補助先の予算決算・事業計画及び事業報告が明確にされているか。</p> <p>② 公金を投入することに住民に理解が得られるか。</p> <p>【対応方針】</p> <p>(1) 補助先への指導</p> <p>(2) 補助対象経費と補助金額の検証</p> <p>(3) 町税等を滞納している対象者への補助金等の不交付</p>
必要性	<p>【視点】</p> <p>① 制度の目的及び効果が明確となっているか。</p> <p>② 創設当初と事情が変化し、目的や行政ニーズが失われていないか。</p> <p>③ 既に目的が達成されていないか。</p> <p>④ 事業量・対象経費が減少していないか。</p> <p>⑤ 国・道の補助制度と重複していたり類似の制度がないか。</p> <p>⑥ 他課の補助制度と重複していたり類似の制度がないか。</p> <p>⑦ 民間の補助制度が活用できないか。</p> <p>【対応方針】</p> <p>(1) 縮小（補助金額の引き下げ）、休止、廃止の検討</p> <p>(2) 統廃合の検討</p> <p>(3) 終期の設定</p>
効率性	<p>【視点】</p> <p>① 経費に対して十分な効果が上げられているか。</p> <p>② 事業量・対象経費が減少していないか。</p> <p>③ 国・道の補助制度と重複していたり類似の制度がないか。</p> <p>④ 他課の補助制度と重複していたり類似の制度がないか。</p> <p>⑤ 民間の補助制度が活用できないか。</p> <p>⑥ 省力化・執行上の工夫により経費縮減が可能ではないか。</p> <p>⑦ よりコストの低い手法が検討できないか。</p> <p>【対応方針】</p> <p>(1) 縮小（補助金額の引き下げ）、休止、廃止の検討</p> <p>(2) 統廃合の検討</p> <p>(3) 補助先への指導</p> <p>(4) 補助対象経費と補助金額の検証</p>

項 目	見直しの視点と対応方針
適正性	<p>【視点】</p> <p>① 法令等に違反していないか。</p> <p>② 支出の内訳や補助対象経費の積算根拠が明確であるか。</p> <p>③ 交付された補助金の使い切りとなっていないか。</p> <p>【対応方針】</p> <p>(1) 縮小（補助金額の引き下げ）、休止、廃止の検討</p> <p>(2) 統廃合の検討</p> <p>(3) 補助先への指導</p> <p>(4) 補助対象経費と補助金額の検証</p>
対象経費	<p>【視点】</p> <p>① 事業に直接関係のない経費、社会通念上公金で賄うことが不適切と考えられる経費が補助対象経費とされていないか。</p> <p>(a) 人件費 補助事業等の目的が人件費に対するものである場合を除く。ただし、その場合であっても人件費に係る分については算定根拠を明確にすること及び特別な理由が認められる場合以外は前年度からの引き上げを認めないこと。</p> <p>(b) 食糧費 会議や講演会における講師のお茶代及び補助事業等の目的が飲食を伴うものである場合を除く。</p> <p>(c) 交際費、慶弔費、親睦会費等</p> <p>(d) 補助対象事業等の目的達成に直接関係のない視察や研修の経費</p> <p>(e) 基金等の積み立てを目的とした経費</p> <p>(f) 他団体への貸付金</p> <p>(g) 賠償金、償還金、借入金利子等 補助事業等の目的が償還金の支援である場合を除く。</p> <p>(h) 上記に掲げるものの他、事業に直接関係のない、社会通念上公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費</p> <p>【対応方針】</p> <p>(1) 補助先への指導</p> <p>(2) 補助要綱等の整理（対象経費・対象外経費の明確化）</p> <p>(3) 縮小（補助金額の引き下げ）</p>
他団体への間接補助	<p>【視点】</p> <p>① 他団体へ補助金の再補助をする場合は事業の効果や使途が明確になっているか。</p> <p>【対応方針】</p> <p>(1) 補助先への指導</p>

項目	見直しの視点と対応方針
	(2) 補助要綱等の整理（対象経費・対象外経費の明確化） (3) 縮小（補助金額の引き下げ）
自己財源	<p>【視点】</p> <p>① 会費の徴収等、自主財源の確保に努めているか。 ② 一定の負担能力を有するなど自己財源で運営又は事業が可能ではないか。</p> <p>【対応方針】</p> <p>(1) 補助先への指導 (2) 縮小（補助金額の引き下げ）</p>
繰越金	<p>【視点】</p> <p>① 余剰金や繰越金が発生していないか。</p> <p>【対応方針】</p> <p>(1) 事業補助については交付額から余剰金と同額を減額・返還 (2) 運営補助については支出総額の1割を超える繰越金が生じた場合、次のとおり翌年度で減額（繰越金 > 支出総額 × 0.1 の場合に限る） 補助金額 - （繰越金 - 支出総額 × 0.1） （例） 115,000円 > 1,000,000円 × 0.1 350,000円 - （115,000円 - 100,000円） = 335,000円 ※翌年度の補助交付額</p>
補助率	<p>【視点】</p> <p>① 補助率（額）は、団体等の主体的な活動の促進、行政の補完的役割の観点から見て妥当性があるか。</p> <p>【対応方針】</p> <p>(1) 補助率の上限設定 原則 1 / 2 特に行政の強い支援が必要と認められるもの 2 / 3（ただし、継続して同一の補助先に交付する場合は終期を設定すること）</p>

(2) 見直しの内容

- ① 別紙「補助金等の見直し一覧」のとおり見直しすることとしました。
- ② 次のとおり「江差町補助金等事務処理基準」を定め、公平性・透明性を高めるとともに、補助金等執行の適正化を図っていくこととしました。

(3) 見直しによる削減効果額

37,837千円

（令和4年度から分 32,463千円）

（令和5年度から分 5,274千円）

（令和6年度から分 100千円）

江差町補助金等事務処理基準

令和4年2月

財政課財政係

第1 目的

補助金等の交付に関して統一かつ基本的な考え方について基準を定め、公平性・透明性を高めるとともに、補助金等執行の適正化を図っていくことを目的に当基準を定めるものとする。

第2 交付要綱の整備

(1) 補助金等の交付にあたっては、交付の目的や手続き等の明確化を図るため江差町補助金等交付規則（昭和54年規則第1号。以下「規則」という。）及び本基準に則った交付要綱を整備するものとする。ただし、次の各号に掲げるものはこの限りでない。

- ① 単年度限りで交付する補助金等
- ② その他町長が認めた補助金等

(2) 交付要綱には、次に掲げる規定を設けるほか、個々の補助金等の内容に応じて、必要な規定を加えたものとする。

- (ア) 目的
- (イ) 補助対象者
- (ウ) 補助対象事業
- (エ) 補助対象経費
- (オ) 補助金等の交付額（補助率、補助基準額など）

第3 補助金等の交付対象者

補助金等は、次に掲げるもの以外の個人・団体等に交付することができるものとする。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- ② 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には役員、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。）が、同第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるもの
- ③ 暴力団又暴力団員がその経営に実質的に関与していると認められるもの
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっているもの

第4 補助対象外経費

補助対象経費は事業や団体運営に要する経費とし、下記の表に掲げる経費は補助対象としないこと。

ア. 事業補助

経費の種類	特記事項
① 人件費	原則補助対象外とする。ただし、事業を遂行するために必要な場合は事業に係る人件費のみ対象とできる。
② 交際費、慶弔費	—
③ 飲食費	給食事業などの事業自体が飲食に関わるものや講師等の食事代等については対象とする。事業実施主体の構成員や事業従事者などの飲食費については原則補助対象外とする。
④ 負担金等	上部組織に支出している会費、負担金は、原則補助対象外とする。ただし、下部組織に助成金などの名目で支出している場合は、事業内容を精査の上補助対象とできる。
⑤ その他	社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費。

イ. 団体等運営補助

経費の種類	特記事項
① 交際費、慶弔費	—
② 飲食費	給食事業などの事業自体が飲食に関わるものや講師等の食事代等については対象とする。団体の構成員や事業従事者などの飲食費については原則補助対象外とする。
③ その他	社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費。

第5 補助率、補助額

事業補助の場合、原則1/2とすること。ただし、町が特に政策的に重点事業と位置付ける場合は2/3とすることができるものとする。

団体等運営補助で定額補助であっても、前年度からの繰越金が多額となっている場合は、減額して交付するものとする。

第6 概算払

交付金額が500千円を超える補助金等の概算払は9割までとすること。

また、事業の実施や団体等の運営に必要と認められる金額に対して概算払できるものとし、過剰に概算払をしないこと。

第7 実績報告、補助金額の確定

実績報告には領収書など支払いを証する書類の写しを提出してもらうこと。支払いしたことが確認できない場合は、補助対象経費から除外し、補助金額を確定すること。

また、補助対象経費と他経費との区分ができないものは補助対象経費から除外すること。

第8 余剰金の取り扱い

事業補助の場合は、補助金額が確定し、既に交付している概算払に余剰金が生じた場合は、返還を命ずること。

第9 繰越金の取り扱い

団体等の運営補助の場合で前年度からの繰越金が補助金額に対して多額である場合（当該年度の支出予算総額の10%を超えている場合）は、減額して交付すること。

減額する額は次の式で求めた額とする。

$$\text{減額する補助金の額} = \text{前年度からの繰越金} - \text{当該年度の支出予算総額} \times 0.1$$

例) 前年度からの繰越金135,000円、令和4年度の支出予算総額863,000円の場合、
 $135,000\text{円} - 863,000\text{円} \times 0.1 = 135,000\text{円} - 86,300\text{円} = 48,700\text{円}$

令和4年度の団体運営補助金は、48,700円減額して交付となる。

そのため、前年度繰越金が支出予算総額の1割以上の場合は減額して交付することを補助金交付要綱等において規定すること。

第10 適用除外

この基準を適用しない補助金等は、次のとおりとする。

- (1) 制度的補助で町の裁量の余地がないもの。ただし、町が上乗せして補助する場合はこの基準を適用するものとする。
- (2) 単年度において臨時又は緊急を要する措置で、継続性がないもの。
- (3) その他町長が特に必要と認めるもの。

【中間年（令和6年度）における見直し結果】

1 令和4年度の取り組み

（1）当初予算編成

江差町補助金等事務処理基準に従い、統一的基準による見直し方針のもと補助金を予算化したほか、活用状況や余剰金の状況等により補助率の減少・休止等の判断を行いました。また、直ちに見直しができないものについては、協議により縮小・廃止していく方向性を全体で確認しました。

（2）年度内

当初予算編成結果に基づき補助金等の予算を執行し、取り組みを推進しましたが、新型コロナウイルス感染症のほか、電力・ガス・食料品等価格高騰の影響に対する支援策として、国の予算を活用した事業等を多く実施したことから、江差町の補助事業としてはそれまでと比較し大規模となりました。

令和4年9月には、取り組みの進捗を確認するため、同年4月から6月までの状況について取りまとめを行っています。その結果、当初予算において減額等の措置がされているものについては着実に取り組みが進みましたが、協議を要する取り組みについては、一部を除き直ちに協議開始とはなっておらず、継続した取り組みの必要性が明らかとなりました。

（3）まとめ

令和4年度、江差町の一般会計全体のうち「負担金補助及び交付金」の歳出額は1,234,035千円となっており、基準となる令和3年度の「負担金補助及び交付金」歳出額である1,457,965千円と比較し223,930千円の減となりました。しかし、そのうち国庫補助事業等の割合が多かったことから、削減効果額の測定に際しては、総額で比較せず一般財源の充当状況で比較することとします。この場合、基準となる令和3年度一般財源充当額69,857千円に対し、令和4年度一般財源充当額が20,657千円となったため、削減効果額は49,200千円となり、計画額32,463千円に対し16,737千円の増となりました。増となった要因としては、当初予算で減額となった補助事業を中心に一定の見直し効果が得られたものとなります。

減額とならなかった事業としては、「江差観光コンベンション協会運営補助」等があり、コロナ禍にあって前年度の事業費が大きく減少していたことで比較増となっています。

2 令和5年度の取り組み

（1）当初予算編成

前年度に引き続き、統一的基準による見直し方針のもと補助金を予算化するとともに、物価高騰等の影響により一部団体の運営費補助を増額したほか、コロナ禍からの脱却のため、休止していた事業を再開させる取り組み等を進めました。

（2）年度内

令和5年5月には、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変わりましたが、物価高騰の影響が続いている現状等を踏まえ、国の予算を活用した給付金事業や商品券配布事

業等に取り組むとともに、新たに対応すべき課題への対策として、「子育て世帯の新築・中古住宅購入助成事業」や、前年度から継続している「豊かな前浜づくりプロジェクト」を実施したことで補助事業が増となりました。

(3) まとめ

令和5年度、江差町の一般会計全体のうち「負担金補助及び交付金」の歳出額は1,059,548千円となっており、対令和3年度比398,417千円の減となりました。また、前年度と同様に一般財源の充当状況で比較した場合、対令和3年度比28,003千円となり、計画額37,737千円に対し9,734千円減となりました。減少幅が小さくなった主な要因としては「豊かな前浜プロジェクト」2年目の一般財源抛ち等となっており、財政基盤強化の取組を策定して以降の新たな事業への取り組みの影響を受けました。仮に、これらの当初見込んでいなかった事業を除外した場合、前年度比48,838千円減となるため、取り組み2年目の累計としては、一定の成果と捉えることができます。

一方、進捗状況の確認については取り組むことができなかったため、財政基盤強化に向けた取り組みの実効性を高められなかったことが大きな反省点となりました。

3 令和6年度の取り組み（令和6年11月時点）

(1) 当初予算編成

前年度までに引き続き、統一的基準による見直し方針のもと補助金を予算化するとともに、物価高騰等の社会情勢に対応するための取り組みを進めることとしました。

(2) 年度内

取り組みの中間見直しにあたっては、そのほとんどがコロナ禍にあった前半期間を経て、持続可能な財政運営を行っていくための基盤を後半期間でどのように強めていけるかが重要となります。策定時から変わった要素については適切に推計等に反映させ、北の江の島拠点施設整備をはじめとした今後の大型事業に財源対策を講じていく必要があります。

令和6年度の進捗状況の確認については中間見直しの結果をもとに、令和6年度の決算見込み作成とあわせ取りまとめを行っていきます。

(3) まとめ（令和6年11月時点）

令和6年度中間評価時点における「負担金補助及び交付金」決算見込額は、令和5年度と同じ執行割合（89.53%）で事業を実施したと仮定し、1,079,942千円を見込んでいます。一般財源の充当状況で比較した場合、対令和3年度比34,125千円を見込んでおり、計画額37,837千円に対し3,712千円減となることから、前年度までと同様に計画額を下回ることが想定されます。

(4) 見直しによる削減効果額（中間評価時点の取組実績）

単位：千円

《基準値》	負担金補助及び交付金 (18節) 決算額 (a)	財源内訳	
		特定財源	一般財源
令和3年度	1,457,965	1,388,108	69,857

	計画額 (A)	18節決算額 (B)	18節削減額 (a)-(B)	一財削減額 (C)	(C-A)
令和4年度	32,463	1,234,035	223,930	49,200	16,737
令和5年度	37,737	1,059,548	398,417	28,003	▲ 9,734
令和6年度 (見込値)	37,837	1,079,942	378,024	34,125	▲ 3,712
計	108,037	—	1,000,371	111,328	3,291

4 令和7年度以降の取り組み

(1) 当初予算編成

当初予算要求と並行して中間見直しの取りまとめを行うことから、従前の基準により要求された予算に対し、予算査定段階で見直し後の「財政基盤強化の取組」を反映させていくこととしました。

(2) 更なる取り組みの推進

中間見直しにおいて実施した削減効果額測定の結果、一定の成果は上げられたものの削減目標達成とはならない見込みです。そのため、後半期間における目標として、各年度における当初目標達成を最低限とし、協議により見直すこととされつつも進んでいない事業等について、改めて見直しの取り組みを進めていくこととします。

(3) 見直しによる削減効果額（これからの取組目標）

単位：千円

	計画額 (A)	18節決算額 (B)	18節削減額 (C)	一財削減額 (D)	(D-A)
令和6年度まで分	108,037	—	1,000,371	111,328	3,291
令和7年度	37,837	—	—	37,837	0
令和8年度	37,837	—	—	37,837	0
計	183,711	—	—	187,002	3,291

5. 事務事業の見直し

(1) 見直しの視点と対応方針

見直しにあたっては、どのような視点で各事務事業を点検するか、どのような見直しの対応をしていくのかの方針を定め取り組みました。

見直しの視点と対応方針
<p>【視点】</p> <ul style="list-style-type: none">① 事業の目的及び効果が明確となっているか。② 社会事情等が変化し、目的や行政ニーズが失われていないか。③ 既に目的が達成されていないか。④ 国・道と重複していたり類似の事業がないか。⑤ 他課と重複していたり類似の事業がないか。⑥ 費用対効果が低くないか。⑦ よりコストの低い手法が検討できないか。⑧ 執行上の工夫（ICT化・AI化含む）により効率化・省力化可能ではないか。⑨ 安易な前例踏襲で非効率になっていないか。⑩ 新たな財源の確保が可能ではないか。⑪ 過大な予算となっていないか（執行率が低くないか）。⑫ 公費で負担する必要性が低くないか。 <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 事業内容・手法の見直し(2) 代替手法の検討(3) 事業の縮小、休止、廃止の検討(4) 他の事業との統廃合の検討(5) 終期の設定の検討

(2) 見直しの内容

- ① 別紙「事務事業の見直し一覧」のとおり見直しすることとしました。
- ② そのほか、事務用品や光熱水費、通信費、旅費については「共通経費の削減のための取り扱い」のとおり取り扱うこととしました。

(3) 見直しによる削減効果額

99,518千円（事務事業見直し95,512千円、共通経費削減4,006千円）
（令和4年度から分 96,455千円）
（令和6年度から分 3,063千円）

共通経費の削減のための取り扱い

項 目	見直しの視点	削減効果額
事務用品の縮減 (ドッチファイル等)	<ul style="list-style-type: none"> ・保存年限が経過した書類等の処分を進め、ドッチファイル、チューブファイル、フラットファイルはリサイクルをします。 ・再利用コーナーを設け、上記リサイクルファイルを保管します。 ・原則、新品のファイルは使用しない、購入しないようにします。 	250
事務用品の縮減 (コピー用紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・FAXのペーパーレス化を進めていきます。 ・各課に1台iPadを配備し、会議資料等のデータ化などペーパーレス化を検討します。 ・町議会へのiPad配備や会議資料等のデータ化など、ペーパーレス化の検討を町議会に依頼します。 	不明
消耗品費・原材料費 ・備品購入費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・各種消耗品や原材料費、備品購入費中、「～一式」と要求している予算について、一律10%削減します。 	2,216
光熱水費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎電気料の新電力化の検討をします。 	1,540
通信費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・道庁、振興局への電話は、北海道総合行政情報ネットワーク電話(防災無線電話)を活用します。 	不明
旅費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費は精算することとします。 	不明

【中間年（令和6年度）における見直し結果】

1 事務事業見直しの取り組み

（1）当初予算

当初予算編成段階において、全事務事業について「見直しの視点と対応方針」に基づく見直しを実施しました。12の視点と5つの対応方針により廃止・縮小等のうえ予算編成を行いました。なお、直ちに見直しができない事業については終期の設定を検討する等、見直しの方向性を全体で確認しました。

（2）年度内

事務事業の執行段階においては、当初予算において減額等の措置がされているものについては着実に取り組みが進みましたが、協議を要する取り組みについては、一部を除き直ちに協議開始とはならなかった他、新型コロナウイルス感染症のほか、電力・ガス・食料品等価格高騰の影響に対する支援策として、国の予算を活用した補助事業等を多く実施したことから、江差町の予算全体としてはそれまでと比較し大規模となっています。

こうした状況を踏まえ、中間見直しにおける削減効果額の測定にあたっては、継続事業のほか、新型コロナウイルス感染症対策等として実施した単年度事業を除き、廃止・縮小・廃止検討等の対象とした事業のみについて、それぞれ基準年度である令和3年度と比較しています。

（3）取り組みまとめ（令和6年11月時点）

令和3年度一般会計決算額は総額6,093,110千円となっており、そのうち本取組実施にあたり継続事業として整理した額は5,047,008千円、新型コロナウイルス感染症対策等単年度事業は839,211千円、見直し対象とした額は206,891千円となったため、これらの金額との対比により以降の年度の削減効果額を検証していくこととなります。

令和4年度の見直し対象事業の決算額は329,859千円（うち新規事業114,618千円）でした。見直し対象事業については、対令和3年度比96,455千円の削減効果額を計画していましたが、計画比122,968千円の減となっています。一般財源の削減状況で比較した場合、令和3年度が189,869千円だったのに対し、令和4年度は210,444千円となるため、20,575千円減となり、いずれの場合も計画額を大きく下回る結果となりました。

要因としては、燃料・光熱水費の高騰による施設管理費の増額が、事業廃止等見直しによる削減額を上回ったことによるもののほか、旧江光ビル跡地活用事業の推進、小学校遊具等改修事業等、新たな事業に要する経費の増加によるものとなっております。

令和5年度の見直し対象事業の決算額は317,337千円（うち新規事業25,302千円）でした。見直し対象事業については、対令和3年度比96,455千円の削減効果額を計画していましたが、計画比110,446千円の減となっています。一般財源の削減状況で比較する場合も254,822千円となるため、64,953千円減となり、前年度と同様の理由による管理費増加のほか、子育て世帯の新築・中古住宅購入助成事業等の新たな事業の開始により、前年度と同様の結果となりました。

令和6年度中間見直し時点における見直し対象事業の決算見込額は、令和5年度と同じ執行割合（88.46%）で事業を実施したと仮定し344,083千円を見込んでいます。見直し対象事業に

については、対令和3年度比99,518千円の削減効果額を計画していたところ、現時点決算見込みにおいて計画比137,192千円の減となっています。また、一般財源の削減状況で比較する場合も、現時点決算見込みにおいて250,048千円となり、計画比60,179千円減となります。このため、前年度までに引き続き目標額を達成できないことが想定されます。

◆事務事業の見直しによる削減効果検証 別表（令和6年中間評価）

単位：千円

	事務事業決算額(見直し対象)					削減効果額(R3比較)	
	既存事業	新規事業	小計	(小計のうち一般財源)	対R3比	当初計画	実績
R3	206,891	—	206,891	(189,869)	—	—	—
R4	215,241	114,618	329,859	(210,444)	▲20,575	96,455	▲122,968
R5	292,035	25,302	317,337	(254,822)	▲64,953	96,455	▲110,446
R6	209,561	134,522	344,083	(250,048)	▲60,179	99,518	▲137,192

2 共通経費の削減のための取り組み

事務用品や光熱水費、通信費、旅費について「共通経費の削減のための取り扱い」に基づき各種取組を実施しました。なお、効果額の目標額及び実績額については、令和3年度決算の状況に対する現状として測定を行っています。

項目	取組実績	削減効果額	
		計画額	実績額
事務用品の縮減 (ドッチファイル等)	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度、書類整理に合わせたドッチファイル等リサイクルを一斉実施したため、令和4年度以降一定の新規購入削減につながりました。 リサイクルの在庫がなくなった後、購入を再開していますが、取組時期が新型コロナウイルス感染症対策各種事業の事務用品調達と重なったことにより、それまでの基準による単純比較ができず効果額測定が困難となっています。 今後も定期的なリサイクルを継続するほか、ペーパーレス化の取り組み等を踏まえた経費縮減の取り組みを進めていきます。 	250千円	不明
事務用品の縮減 (コピー用紙等)	<ul style="list-style-type: none"> FAXについては、庁舎2階でペーパーレス化を実施しています。今後は庁舎全体の取り組みとしていくとともに、将来的には縮小、廃止を検討していきます。 各課へのiPad導入等は予算の都合上未実施です。今後は、庁舎全体のDX推進の取組として総合的に再検討していきます。 ※令和7年度に小・中学校一人一台タブレット端末が更新予定のため、再利用可能な端末については町職員等の利用を検討します 職員用PC、プリンタについて、DX推進の取り組みと連動し適正配置に努めます。 町議会への職員タブレット端末持ち込みについて、行政のDX、ペーパーレス化推進のため、町議会へ依頼します。 	不明	不明
消耗品費、 原材料費、 備品購入費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> 各種消耗品や原材料費、備品購入費中「～一式」の予算要求を一律10%査定減したことにより、令和4年度当初予算において8事業、664千円を減額しました。 本取組の実施に伴い、それまで「～一式」の方法により要求されていた予算について、具体的根拠をもって積算されるようになり、数字として表れない成果も見られています。 	2,216千円	664千円

光熱水費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町有施設に係る高圧電力契約については、平成29年度の試行を経て学校等延べ9施設において新電力契約の導入を開始しましたが、令和4年12月分からの契約においては、燃料等物価高騰の影響により入札不調となり、最終保障供給で契約せざるを得ない状況となりました。以降、現在に至るまで、新電力による電力調達以前と同様に旧一般電気事業者との契約を行っています。 ・ 役場庁舎の電力調達については、他の施設の新電力契約と一体的に取り組みを進めることとしていたため、上記同様、入札等による経費縮減の取り組みが行えませんでした。 ・ 令和5年3月「江差町地域再エネ導入マスタープラン」等の策定を受け、町有施設において太陽光発電導入等を検討することとなり、コスト面以外についても考慮した対策を講じる必要があります。令和6年度には再エネ導入に係る町有施設（消費電力の大きい主要施設）のポテンシャルについて調査が実施されることから、結果を踏まえた今後の対策推進を検討していきます。 	1,540千円	
		未実施	
通信費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年11月現在、庁内で取組を浸透させられていないことにより、北海道総合行政情報ネットワーク電話の活用が進んでいないため、改めて取り組み等を進めていきます。 ・ コロナ禍におけるWeb会議等の需要にあわせ導入してきたモバイルWi-Fi機器等について、令和6年度に使用状況調査を行いました。令和7年度以降、庁舎DXやモバイルWi-Fiの使用状況等により廃止又は縮小を検討します。 	不明	
		未実施	
旅費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用車公用使用の出張における燃料費単価変動に伴う差額精算について実施していますが、旅費の精算は未対応です。これまでの運用における取組を継続していくほか、令和7年4月施行の「国家公務員の旅費に関する法律」改正に基づき、旅費規程の根本見直し等を検討していきます。 ・ Web会議の普及により、現地に行かなくても支障がない業務（受講型の説明会、研修会への参加等）については、原則オンライン対応とします。 ・ 複数人による同一業務の出張については、原則行わないこととします。 	不明	
		1千円	
効果額計	計画額 ①	実績額 ②	差額②－①
	4,006千円	665千円	▲ 3,341千円

3 見直しによる削減効果額まとめ（中間評価時点の取組実績） 単位：千円

	計画額 (A)	全体削減額 (B)	一財削減額 (C)	差額 (C - A)
令和4年度	96,455	▲ 122,968	▲ 20,275	▲ 116,730
令和5年度	96,455	▲ 110,446	▲ 64,953	▲ 161,408
令和6年度 (見込値)	99,518	▲ 137,192	▲ 60,179	▲ 159,697
(うち共通経費分)	(4,006)	(▲3,341)	(665)	(▲3,341)
計	292,428	▲ 370,606	▲ 145,407	▲ 437,835

4 令和7年度以降の取り組み

共通経費のほか、令和4年度から令和6年度までの全ての取組年度において計画額を大きく下回る結果となる見込みであることから、令和7年度以降については、計画策定時の考え方に基づき、これまで以上の取り組みが必要となります。具体的には、見直し等の方針がありつつも、大きな進展がない事業等について、改めて見直しの取り組みを進めていくこととします。

(1) 見直しによる削減効果額（これからの取組目標） 単位：千円

	計画額 (A)	全体削減額 (B)	一財削減額 (C)	差額 (C - A)
令和6年度まで	292,428	▲ 370,606	▲ 145,407	▲ 437,835
令和7年度	99,518	—	▲ 50,000	▲ 149,518
令和8年度	99,518	—	0	▲ 99,518
計	491,464	—	▲ 195,407	▲ 686,871

6. 公用車の配置台数の見直し

(1) 見直しの視点と手法

公用車がどれだけ稼働しているのか状況を調査し、稼働率が低い場合は削減が可能かどうか検討しました。

具体的には、ダンプやショベル、軽トラック、バスなど特殊車両及び介護認定審査会など他町の負担金が充当されているものは除き、削減が可能な車両18台を対象に平成30年度から令和2年度の3か年の稼働状況を調査分析しました。

(2) 見直しの内容

稼働状況を調査分析した結果及び配置台数の見直しは次のとおりとなりました。

(3) 見直しの効果額

1,673千円

(令和4年度から分 511千円)

(令和5年度から分 123千円)

(令和7年度から分 691千円)

(令和8年度から分 348千円)

公用車の配置台数の見直し（案）

1. 目的

財政基盤強化の取り組みの一環とするため、公用車の稼働状況を調査分析し配置台数の見直しを検討しました。ただし、ダンプやショベル、軽トラック、バスなど業務に不可欠な車両、介護認定審査会など他町の負担金が充当されているものは除き、削減が可能な車両18台（詳細別紙公用車一覧表参照）を対象としています。

2. 調査分析の手法

平成30年度から令和2年度の3か年の運行日誌をもとに稼働率を数値化しました。具体的手法は次のとおりです。なお、平日のみを対象としています。

（1）運行データの入力

- ① 8時から18時までを1時間ごとに区切り、10の時間帯を設定しました。
- ② その時間帯のうちで運行が記録されていたら、運行時間に関わらずフラグを立てました。
- ③ 同じ時間帯で複数回運行がされていても、1度としかカウントしないこととしました。
- ④ つまり、1度でも運行が記録されていたら、その時間帯すべて運行しているものとみなしました。
- ⑤ 複数時間帯にまたがった場合は、それぞれの時間帯のすべてを運行しているものとしました。

（2）運行データの分析

- ① 対象車両のそれぞれの運行データを1枚のシートに串刺しにて集計しました。
- ② 対象車両台数に対し、各時間帯で何台が稼働しているかを視覚化しました。
- ③ それを基に以下の数値を算出しました。
 - ・最大値（各時間帯のうち、最も同時に稼働している車両数）
 - ・その時間帯の数（最大値を示している時間帯がどれくらいあるか）
 - ・2／3以上稼働（2／3以上稼働している時間帯がどれくらいあるか）
 - ・1／2以上稼働（1／2以上稼働している時間帯がどれくらいあるか）

3. 結果

年 度	対象 車両 数	稼働車両 台数最大 値	最大値を記録し た時間帯の数 (分母は総時間 帯数)	2/3以上稼働し ていた時間帯 数	1/2以上稼働し ていた時間帯 数
令和2年度	18	16 (88.9%)	3/2,430 (0.1%)	154/2,430 (6.3%)	668/2,430 (27.5%)
令和元年度	18	15 (83.3%)	2/2,410 (0.1%)	115/2,410 (4.8%)	688/2,410 (28.5%)
平成30年度	18	15 (83.3%)	4/2,430 (0.2%)	143/2,430 (5.9%)	804/2,430 (33.1%)
平 均	18	15.3 (85.0%)	3.0/2,423.3 (0.1%)	137.3/2,423.3 (5.7%)	720.0/2,423.3 (29.7%)

3か年の実績で稼働率が最も高かったのは令和2年度の88.9%ですが、わずか3時間帯数しかありませんでした。

2/3以上稼働していた時間帯数は、

- * 最も多い年度（令和2年度）で154時間帯数で全時間帯数に占める割合は6.3%

- * 3か年平均では137.3時間帯数で5.7%

1/2以上稼働していた時間帯数は、

- * 最も多い年度（平成30年度）で804時間帯数で33.1%

- * 3か年平均では720.0時間帯数で29.7%

フル稼働していた時間帯はありませんでした。

4. まとめ

(1) 配置台数の見直し

少なくとも2台は削減できるものと考えられます（総数18台のうち、最大稼働していたのが16台であることから）。

また、対象車両数から1台ずつ減じた台数以上稼働していた時間帯数は次の表のとおりで、12台以上稼働していた時間帯数は総時間帯数の4%~6%程度、11台以上稼働していた時間帯数は9%~11%程度となっています。

どうしてもその時間帯でなければならないのではなく、他の公用車が空いている時間帯にずらすことが可能な用件があるでしょうから、5%前後であれば、影響は限定的であると考えます。

したがって、現在の18台から6台削減することとします。

	台数ごとの稼働時間帯数							
	n	n-1 以上	n-2 以上	n-3 以上	n-4 以上	n-5 以上	n-6 以上	n-7 以上
	18台	17台	16台	15台	14台	13台	12台	11台
令和2年度			3 (0.1%)	12 (0.5%)	36 (1.5%)	72 (3.0%)	154 (6.3%)	276 (11.4%)
令和元年度				2 (0.1%)	12 (0.5%)	39 (1.6%)	115 (4.8%)	217 (9.0%)
平成30年度				4 (0.2%)	17 (0.7%)	55 (2.3%)	143 (5.9%)	282 (11.6%)

(2) 削減する車両と削減の進め方

削減後の車種の台数が偏らないように実施します。具体的には次の表のとおりワゴン車を2台、軽四を4台削減することとします。また、リース期間がまだ残っていることから、期間が満了した車両から順次減車していくこととします。

また、令和4年度から次のとおり管理することとします。

- ・各課への配置とせず、すべての課の共有とし財政課住宅管財係が管理（契約、保険加入、修理など）します。
- ・鍵は1階の保健センターのキーボックスに備え付けます。
- ・使用する場合は、庁内ネットワーク上の各課共通フォルダにある公用車運行予約ファイルに入力して予約してもらいます。

【配置台数の推移】 ※詳細は別添資料のとおり。

車種	現在台数	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ワゴン	5	5	5	5	3(▲2)	3
バン	1	1	1	1	1	1
普通	2	2	2	2	2	2
軽四	10	7(▲3)	7	7	6(▲1)	6
計	18	15(▲3)	15	15	12(▲3)	12

【削減する車両】

R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
N-BOX (66-06)			セレナ (24-30)	
スペーシア (87-96)			セレナ (23-29)	
Nワゴン (24-59)			N-BOX (48-72)	

※スペーシア(87-96)は保育所配置のため、別車両を保育所へ配置換え。

(3) 期待される効果額 (円)

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
N-BOX 66-06	▲213,840	▲213,840	▲213,840	▲213,840	▲213,840
スペーシア 87-96	▲158,436	▲211,248	▲211,248	▲211,248	▲211,248
Nワゴン 24-59	▲139,200	▲208,800	▲208,800	▲208,800	▲208,800
セレナ 24-30				▲244,860	▲419,760
セレナ 23-29				▲302,940	▲403,920
N-BOX 48-72				▲143,440	▲215,160
計	▲511,476	▲633,888	▲633,888	▲1,325,128	▲1,672,728

(4) 想定される課題への対応

① 外勤する用務があるのに車両がない場合

自家用車の公務使用を認め、燃料実費分相当額を支給することを検討します。

② 災害時などで車両が不足する場合

災害時における協定で車両の提供が協定内容に含まれている企業等からの車両で対応します。

【中間年（令和6年度）における見直し結果】

1 令和4年度における各課共用車両の配置変更と、現在（令和6年度）の配置状況

当初計画においては、「ダンプやショベル、軽トラック、バスなどの特殊車両及び介護認定審査会など他町の負担金が充当されているものを除く車両18台」を全課共用車両（以下「共用車両」という。）と位置づけ、配置及び管理については、これまで各課としていた形から、財政課住宅管財係で一元管理することとしていました。

そのうえで、共用車両18台のうち6台を令和8年度までに削減するものとし、計画初年度の令和4年度は、削減対象車両6台のうち1台（N-BOX 66-06）が令和4年3月に既に廃止されていたことから、17台の共用車両でスタートすることとしていました。

しかしながら、次表の5台については、既存事業との関連性が強く、引き続き各課配置とすることがあることから、共用車両とせず各課専用車両（以下「専用車両」という。）に配置計画を変更しました。

登録No.	車名	配置場所
87-96	スペーシア	保育園
23-29	セレナ	農業委員会
24-59	N-ワゴン	学校教育課（外国語指導助手（ALT））
58-64	バモス	学校教育課
15-94	ハイエース	社会教育課

その後、上述のスペーシア（87-96）については、削減対象車両であることから令和4年6月に廃止となりましたが、引き続き保育園へ専用車両の配置が必要なため、共用車両のN-BOX（48-72）を保育園の専用車両として配置変更しました。

以上により、令和4年度末の共用車両の配置台数は、当初配置計画の18台から、計画削減の3台（N-BOX 66-06、スペーシア 87-96、N-ワゴン 24-59）と、配置変更の4台（セレナ 23-29、バモス 58-64、ハイエース 15-94、N-BOX 48-72）を差し引いた11台となりました。

なお、令和5年度においては、共用車両の配置変更はありませんでした。

また、令和6年度においては、財政課住宅管財係に配置していた軽トラック（ハイゼット 34-88）を、追加で共用車両に配置替えしました。これにより、直近（令和6年11月）の共用車両は、次表の12台となっています。

○令和6年11月現在の共用車両の配置状況（登録No.順）

登録No.	車名	種別	導入	借上満了日	備考
8-98	エブリイ	軽自貨物	リース	R8.10.21	
10-59	ライフ	軽自乗用	買取		スピーカー付
24-30	セレナ	小型乗用	リース	R7.8.31	
24-67	セレナ	小型乗用	リース	R7.9.5	
34-88	ハイゼット	軽自貨物	リース	R10.7.30	軽トラ・R6.6追加
43-80	フィット	小型乗用	買取		スピーカー付
46-66	スペーシア	軽自乗用	リース	R8.8.26	
50-53	ルーミー	小型乗用	リース	R8.6.24	
57-32	ステップワゴン	小型乗用	リース	R8.8.14	

59-05	プロボックス	小型貨物	リース	R8.9.12	
60-93	ルーミー	小型乗用	リース	R8.9.30	
71-85	ADバン	小型貨物	寄附		赤十字災害援護車

2 見直しの視点と手法

引き続き、公用車個々の毎日の稼働状況に着目し、調査を実施しました。

調査対象車両は、共用車両11台のほか、専用車両である軽トラック9台（令和4年度は8台）及び町有バス4台を加えました。

軽トラックについては、施設管理用に専用配置していますが、従事職員数や作業内容等に対して必要以上の配置となっていないかどうか、町有バスについては、老朽化が著しい福祉バス（小型・20人定員）の更新検討にあわせ、町の地域公共交通施策も踏まえ、町有バス全体として配置を見直しました。軽トラックと町有バスの配置状況は次表のとおりとなっています。

調査の手法は、前回同様としました。

分析の手法は、前回手法に加え、共用車両と軽トラックでは、「年間1日当たりの稼働状況」、「年間稼働状況」、「車両個々の年間稼働状況」及び「年間平均乗車人数（共用車両のみ）」も取り入れました。町有バスでは、「走行距離」、「年間利用日数」、「目的別利用状況」、「行先別利用状況」及び「年間利用人員状況」を調査分析しました。

調査期間は、共用車両及び軽トラックは本計画施行後の令和4年度から令和5年度、町有バスは新型コロナ禍を除く平成30年度、令和元年度及び令和5年度としました。なお、今回調査対象としたいずれの車両も、令和6年度以降の調査を継続しています。

(1) 令和6年度 軽トラックの配置状況（配置場所・登録番号順）

登録No.	車名	種別	導入	借上満了日	配置場所
34-88	ハイゼット	軽自貨物	リース	R10.7.30	共用
15-98	キャリー	軽自貨物	リース	R9.8.20	総務課防災生活係
-91	キャリー	軽自貨物	リース	R8.11.19	財政課住宅管財係
79-53	アクティダンプ	軽自貨物	リース	R7.8.31	財政課住宅管財係
79-54	アクティダンプ	軽自貨物	リース	R7.8.31	財政課住宅管財係
23-03	キャリー	軽自貨物	リース	R10.12.30	産業振興課林務係
15-97	キャリー	軽自貨物	リース	R9.8.20	社会教育課社会教育係
69-56	キャリー	軽自貨物	リース	R7.2.8	社会教育課社会教育係
94-10	アクティダンプ	軽自貨物	リース	R8.7.13	社会教育課社会教育係

(2) 令和4～5年度 町有バスの配置状況（配置場所・登録番号順）

登録No.	車名・定員	種別	導入	年式	配置場所
-34	福祉バス(中型) 40名	普通乗合	買取	2001	高齢あんしん課高齢者支援係
5-68	福祉バス(小型) 20名	普通乗合	買取	1998	高齢あんしん課高齢者支援係
2-83	生涯学習バス 40名	普通乗合	買取 (中古)	2000	社会教育課社会教育係
15-94	ハイエース 10名	普通乗用	リース	2021	社会教育課社会教育係

3 共用車両の稼働状況（調査結果）

(1) 過半台数以上の稼働状況

年度	調査対象台数	稼働車両台数の最大値	最大値を記録した時間帯数	2/3台以上稼働していた時間帯数	1/2以上稼働していた時間帯数
令和4年度	11台	11台 100.0%	6/3, 650帯 0.2%	406/3, 650帯 11.1%	1, 123/3, 650帯 30.8%
令和5年度	11台	11台 100.0%	4/3, 660帯 0.1%	372/3, 660帯 10.2%	1, 023/3, 660帯 28.0%
平均	11台	11台 100.0%	5/3, 655帯 0.1%	389/3, 655帯 10.6%	1, 073/3, 655帯 29.4%

注) 当初計画の調査（平成30年度から令和2年度）では、時間帯数の分母は休日を除いたその年度の総時間帯数としましたが、今回、見直しにあたっては、休日運行の実態があることや、処理簡素化のため、時間帯数の分母は、休日を含むその年度の総時間帯数に変更しました。

(2) 稼働台数ごとの稼働時間帯数

年度	11台	10台	9台	8台	7台	6台	5台	4台	3台	2台	1台
令和4年度	6帯 0.2%	46帯 1.3%	126帯 3.5%	228帯 6.2%	357帯 9.8%	360帯 9.9%	330帯 9.0%	276帯 7.6%	271帯 7.4%	266帯 7.3%	490帯 13.4%
令和5年度	4帯 0.1%	33帯 0.9%	120帯 3.3%	215帯 5.9%	295帯 8.1%	356帯 9.7%	365帯 10.0%	289帯 7.9%	220帯 6.0%	278帯 7.6%	484帯 13.2%

(3) 年間1日当たりの稼働状況

年度	区分	日数計	1年間に占める割合
令和4年度	1日当たり20%以上稼働	250日	68.5%
	1日当たり30%以上稼働	233日	63.8%
	1日当たり40%以上稼働	167日	45.8%
	1日当たり50%以上稼働	75日	20.5%
	1日当たり60%以上稼働	12日	3.3%
	1日当たり70%以上稼働	1日	0.3%
	1日当たり80%以上稼働	0日	0.0%
	1日当たり90%以上稼働	0日	0.0%
令和5年度	1日当たり20%以上稼働	248日	67.8%
	1日当たり30%以上稼働	224日	61.2%
	1日当たり40%以上稼働	157日	42.9%
	1日当たり50%以上稼働	61日	16.7%
	1日当たり60%以上稼働	5日	1.4%
	1日当たり70%以上稼働	1日	0.3%
	1日当たり80%以上稼働	0日	0.0%
	1日当たり90%以上稼働	0日	0.0%

注) この表は、共用車両全体における1日の時間帯数110帯（10時間帯×1台）に対する稼働状況を調べたものです。

(4) 年間稼働状況

年度	年間の時間帯計	年間稼働率
令和4年度	12,732/40,150 帯	31.7%
令和5年度	12,056/40,260 帯	29.9%

注) 年間総帯数=10 帯数×365 日 (366 日) ×11 台

(5) 車両個々の年間稼働状況

登録No.	車名	令和4年度		令和5年度		平均	
		稼働帯数	稼働率	稼働帯数	稼働率	稼働帯数	稼働率
8-98	エブリィ	1,018 帯	27.9%	993 帯	27.1%	1,006 帯	27.5%
10-59	ライフ	1,174 帯	32.2%	1,088 帯	29.7%	1,131 帯	31.0%
24-30	セレナ	1,237 帯	33.9%	1,153 帯	31.5%	1,195 帯	32.7%
24-67	セレナ	1,124 帯	30.8%	1,241 帯	33.9%	1,183 帯	32.4%
43-80	フィット	880 帯	24.1%	745 帯	20.4%	813 帯	22.3%
46-66	スペーシア	1,596 帯	43.7%	1,690 帯	46.2%	1,643 帯	45.0%
50-53	ルーミー	1,271 帯	34.8%	1,181 帯	32.3%	1,226 帯	33.6%
57-32	ステップワゴン	1,011 帯	27.7%	791 帯	21.6%	901 帯	24.7%
59-05	プロボックス	1,146 帯	31.4%	1,122 帯	30.7%	1,134 帯	31.1%
60-93	ルーミー	1,338 帯	36.7%	1,194 帯	32.6%	1,266 帯	34.7%
71-85	ADバン	937 帯	25.7%	858 帯	23.4%	898 帯	24.6%

(6) 車両個々の年間平均乗車人数

登録No.	車名	種別	定員	令和4年度	令和5年度	平均
8-98	エブリィ	軽自貨物	4人	1人	1人	1人
10-59	ライフ	軽自乗用	4人	1人	1人	1人
24-30	セレナ	小型乗用	8人	2人	2人	2人
24-67	セレナ	小型乗用	8人	2人	2人	2人
43-80	フィット	小型乗用	5人	1人	2人	2人
46-66	スペーシア	軽自乗用	4人	2人	1人	2人
50-53	ルーミー	小型乗用	5人	1人	1人	1人
57-32	ステップワゴン	小型乗用	8人	2人	2人	2人
59-05	プロボックス	小型貨物	5人	1人	1人	1人
60-93	ルーミー	小型乗用	5人	2人	1人	2人
71-85	ADバン	小型貨物	5人	1人	1人	1人

4 軽トラックの稼働状況（調査結果）

(1) 過半台数以上の稼働状況

年度	調査対象台数	稼働車両台数の最大値	最大値を記録した時間帯数	2/3台以上稼働していた時間帯数	1/2台以上稼働していた時間帯数
令和4年度	7台	7台 (100.0%)	14/3,650帯 (0.4%)	681/3,650帯 (18.7%)	1,430/3,650帯 (39.2%)
令和5年度	9台	9台 (100.0%)	17/3,660帯 (0.5%)	775/3,660帯 (21.2%)	1,334/3,660帯 (36.4%)
平均	8台	8台 (100.0%)	15.5/3,655帯 (0.4%)	728/3,655帯 (19.9%)	1,382/3,655帯 (37.8%)

注) 令和4年度の軽トラック保有台数は8台ですが、うち1台（社会教育課配置 キャリー 15-97）の運行状況が把握できなかったため、残る7台を調査しました。

(2) 台数ごとの稼働時間帯数

年度	9台	8台	7台	6台	5台	4台	3台	2台	1台
令和4年度			14帯 0.4%	120帯 3.3%	547帯 15.0%	749帯 20.5%	580帯 15.9%	236帯 6.5%	432帯 11.8%
令和5年度	17帯 0.5%	72帯 2.0%	234帯 6.4%	452帯 12.3%	559帯 15.3%	479帯 13.1%	298帯 8.1%	190帯 5.2%	339帯 9.3%

(3) 年間1日当たりの稼働状況

年度	区分	日数計	1年間に占める割合
令和4年度	年間1日当たり20%以上稼働	250日	68.5%
	年間1日当たり30%以上稼働	238日	65.2%
	年間1日当たり40%以上稼働	209日	57.3%
	年間1日当たり50%以上稼働	150日	41.1%
	年間1日当たり60%以上稼働	67日	18.4%
	年間1日当たり70%以上稼働	14日	3.8%
	年間1日当たり80%以上稼働	1日	0.3%
令和5年度	年間1日当たり20%以上稼働	248日	67.8%
	年間1日当たり30%以上稼働	236日	64.5%
	年間1日当たり40%以上稼働	200日	54.6%
	年間1日当たり50%以上稼働	124日	33.9%
	年間1日当たり60%以上稼働	60日	16.4%
	年間1日当たり70%以上稼働	18日	4.9%
	年間1日当たり80%以上稼働	3日	0.8%
	年間1日当たり90%以上稼働	0日	0.0%

この表は、軽トラック全体における1日の時間帯数70帯又は90帯（10時間帯×7台又は9台）に対する稼働状況を調べたものです。

(4) 年間の稼働状況

年度	年間の時間帯計	年間稼働率
令和4年度	9,193/25,550帯	36.0%
令和5年度	11,403/32,940帯	34.6%

注) 年間総帯数=10帯数×365日(366日)×7台(9台)

(5) 車両個々の年間稼働状況(配置場所・登録No.順)

登録No.	車名・配置場所	令和4年度		令和5年度		平均	
		稼働帯数	稼働率	稼働帯数	稼働率	稼働帯数	稼働率
15-98	キャリア 防災生活係	633帯	17.3%	1,104帯	30.2%	869帯	23.8%
79-54	アクティダンプ 防災生活係	2,180帯	59.7%	1,749帯	47.8%	1,965帯	53.8%
-91	キャリア 住宅管財係	2,003帯	54.9%	2,061帯	56.3%	2,032帯	55.7%
34-88	ハイゼット 住宅管財係	-帯	-%	831帯	22.7%	831帯	22.8%
79-53	アクティダンプ 住宅管財係	1,831帯	50.2%	1,578帯	43.1%	1,705帯	46.7%
23-03	キャリア 林務係	129帯	3.5%	941帯	25.7%	535帯	14.7%
15-97	キャリア 社会教育係	-帯	-%	1,133帯	31.0%	1,133帯	31.0%
69-56	キャリア 社会教育係	846帯	23.2%	706帯	19.3%	776帯	21.3%
94-10	アクティダンプ 社会教育係	1,577帯	43.2%	1,310帯	35.8%	1,444帯	39.6%

5 調査分析結果(共用車両及び軽トラック)

(1) 共用車両の調査分析結果

- ① 1年間において、2分の1台以上の稼働時間帯数が、令和4年度・令和5年度を通じて30%程度にとどまり、さらなる稼働率向上が望まれます。
- ② また、1年間の共用車両全体の時間帯数に対する稼働率も約30%にとどまっています。
- ③ 日々の時間帯数(10時間帯)に対して50%以上稼働している年間割合は、2か年平均で18.5%にとどまっています。
- ④ さらに、稼働車両台数ごとの稼働時間帯数では、全11台のうち8台が稼働している割合が、約6%となっている一方、7台から1台が稼働している割合は、平均で約9%から約13%となっており、減車の余地があります。
- ⑤ 上記のことから、さらに2~3台削減しても業務に支障のない範囲と捉えました。
- ⑥ 車両個々の年間稼働状況では、税務課を主な使用課としているフィット(43-80)と、老朽化が著しいADバン(71-85)の稼働率が、全体平均約30%に対して25%以下となっており、大きく下回っています。

- ⑦ 車両個々の年間平均乗車人数では、ミニバンタイプ（8人乗り）の3台いずれも平均乗車人数が2人となっており、また、他の4～5人乗車定員タイプも、平均乗車人数が1人ないし2人とどまっており、必ずしも日常的に4人以上の大人数を乗せる必要性がない状況が窺えました。

(2) 軽トラックの調査分析結果

- ① 1年間において、2分の1台以上の稼働時間帯数が、令和4年度・令和5年度を通じて、約38%と高い稼働率となっています。
- ② また、1年間の共用車両全体の時間帯数に対する稼働率も約35%と高い稼働状況です。
- ③ 日々の時間帯数（10時間帯）に対して50%以上稼働している年間割合は、2か年平均で37.5%となっています。
- ④ さらに、稼働車両台数ごとの稼働時間帯数では、令和5年度においては、全9台のうち、8台が稼働している割合が、2%となっている一方、7台から1台が稼働している割合は、平均で約5%から約15%となっており、さらに1～2台削減しても業務に支障のない範囲と捉えられます。
- ⑤ 車両個々の年間稼働状況では、産業振興課林務係配置のキャリア（23-03）が14.6%、社会教育課社会教育係配置のキャリア（69-56）が21.2%と、調査2か年の運行実態がある7台の平均値約36%に対して、大きく下回っています。一方で、総務課防災生活係へ専用配置する予定だったハイゼット（34-88）については、令和6年度より共用車両に配置替えをしており、現場の従事職員数や業務内容に応じた全体的な配置見直しが必要です。

6 削減する車両と削減の進め方（共用車両及び軽トラック）

(1) 共用車両

- ① 見直し前の計画削減対象車両で、令和7年度に廃止する3台（セレナ 24-30*₁、セレナ 23-29*₂、N-BOX 48-72*₃）については、計画どおりリース期間満了次第、順次削減します。なお、削減後の専用配置は行いませんので、農業委員会は共用車両、保育園は図書館専用車両及び共用車両を活用していくこととします。

*₁ 共用車両、*₂ 農業委員会専用車両、*₃ 保育園専用車両

- ② 老朽化が著しいADバン（71-85）は、令和6年度末（令和7年3月）で削減（廃車）します。また、同年初回登録のライフ（10-59）についても、12年経過車で老朽化が進んでいるため、車検が満了する令和7年3月に削減（廃車）します。これにより、見直し後の削減対象車両は、6台から8台となります。
- ③ 共用車両でありつつ、税務課を主たる使用課としているフィット（43-80）については、稼働率も低く、また令和7年度より、学校給食組合事務が町教委の事務に移管（上ノ国町からの受託事務でもある）されることに伴い、令和7年4月から給食

センター専用車両へ配置替えします。

- ④ 上記をまとめると、共用車両の台数は、現在の12台から令和7年度末までに4台減車し8台体制となります。このことで「年間の全体稼働率」及び「年間1日当たり50%以上の稼働状況」をそれぞれ40%以上まで引き上げることを目標とします。また、共用車両が8台体制となることで業務に支障を来さないよう、専用車両であるノート（8-71）*4及びステップワゴン（90-51）*5の空き時間を全課共用とし、公用車全体の有効活用を図ります。

*4 総務課防災生活係配置の交通安全指導車、*5 町民福祉課福祉子育て係配置の放課後等デイ児童送迎用車両

- ⑤ 今後における共用車両の更新にあたっては、現状、平均乗車人数が平均1人ないし2人と少なく、必ずしも大人数を乗せるための車両数は、多くを必要としないことがわかったため、ミニバンタイプ（8人乗り）はこれ以上増やさず2台体制を維持するとともに、町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進する立場からも、軽乗用車又はハイブリッド仕様の小型乗用車を更新車両の基本とします。

○削減する共用車両（見直し前6台→見直し後8台）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
既定	N-BOX 66-06 スペーシア 87-96 N-ワゴン 24-59			セレナ 24-30 セレナ 23-29 N-BOX 48-72	
追加			ADバン 71-85 ライフ 10-59		

注) フィット（43-80）については、令和7年度から給食センターの専用車両へ配置替えします。

(2) 軽トラック

- ① 全体としての稼働率は30%後半と高い状況であり、適切な配置状況と捉えることもできますが、社会教育課社会教育係配置の3台（運動公園2台、社会教育課1台）のうち社会教育課用の1台（キャリア 69-56）については、代替手段を確保することで削減しても大きく業務に支障がないものと判断し、リース期間が満了する令和7年2月で削減します。代替手段については、共用車両であるハイゼット（34-88）を利用するとともに、稼働率が低い産業振興課林務係配置のキャリア（23-03）の空き時間を全課共用とし、軽トラック全体の有効活用を図ります。
- ② 財政課住宅管財係配置の3台（かもめ島1台、都市公園1台、町営住宅1台）については、それぞれ現場も従事職員も違うため現在の配置を維持しますが、そのうちの1台（キャリア 91）については、経年劣化していることからリース期間が満了する令和8年11月で削減し、共用車両のハイゼット（34-88）を住宅管財係専用車両に配置替えします。
- ③ 上記をまとめると、軽トラックの台数は、現在の9台から令和8年度末までに2台削減し7台体制となります。このことで「年間の全体稼働率」及び「年間1日当たり

50%以上の稼働状況」をそれぞれ40%以上まで引き上げることを目標とします。

○削減する軽トラック（見直し前0台→見直し後2台）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		キャリア 69-56		キャリア -91

注) ハイゼット（34-88）については、令和8年度にキャリア（91）を削減した後、財政課住宅管財係の専用車両へ配置替えします。

7 町有バスの稼働状況（調査結果）

(1) 年間走行距離 ※括弧内は月平均

	福祉バス（小型） （20人定員） 5-68	福祉バス（中型） （40人定員） -34	生涯学習バス （40人定員） 2-83	ハイエース （10人定員） 15-94
平成30年度	25,910km (2,159km)	14,862km (1,239km)	16,226km (1,352km)	
令和元年度	25,725km (2,144km)	12,293km (1,024km)	19,482km (1,624km)	
令和3年度				1,941km (243km)
令和4年度				2,313km (193km)
令和5年度	11,411km (951km)	12,252km (1,021km)	14,191km (1,183km)	9,115km (760km)

(2) 年間利用日数 ※括弧内は年間稼働率

	福祉バス（小型） （20人定員） 5-68	福祉バス（中型） （40人定員） -34	生涯学習バス （40人定員） 2-83	ハイエース （10人定員） 15-94
平成30年度	173日 (47.4%)	99日 (27.1%)	130日 (35.6%)	
令和元年度	184日 (50.3%)	92日 (25.1%)	158日 (43.2%)	
令和3年度				19日 (5.2%)
令和4年度				36日 (9.9%)
令和5年度	141日 (38.5%)	110日 (30.1%)	114日 (31.1%)	117日 (32.0%)

(3) 目的別年間利用回数及び利用率 ※括弧内は利用率

	福祉バス (小型) (20人定員) 5-68	福祉バス (中型) (40人定員) -34	生涯学習バス (40人定員) 2-83	ハイエース (10人定員) 15-94
平成 30年度	福祉 164日 (94.8%) 教育 6日 (3.5%) その他 3日 (1.7%)	福祉 27日 (27.3%) 教育 50日 (50.5%) その他22日 (22.2%)	福祉 2日 (1.5%) 教育 124日 (95.4%) その他 4日 (3.1%)	
令和 元年度	福祉 162日 (88.0%) 教育 10日 (5.4%) その他12日 (6.6%)	福祉 28日 (30.4%) 教育 37日 (40.2%) その他27日 (29.4%)	福祉 4日 (2.5%) 教育 151日 (95.6%) その他 3日 (1.9%)	
令和 3年度				福祉 2日 (10.5%) 教育 11日 (57.9%) その他 6日 (31.6%)
令和 4年度				福祉 6日 (16.7%) 教育 21日 (58.3%) その他 9日 (25.0%)
令和 5年度	福祉 133日 (94.3%) 教育 5日 (3.5%) その他 3日 (2.2%)	福祉 48日 (43.6%) 教育 39日 (35.5%) その他23日 (20.9%)	福祉 2日 (1.8%) 教育 110日 (96.5%) その他 2日 (1.7%)	福祉 83日 (70.9%) 教育 23日 (19.7%) その他11日 (9.4%)

(4) 行先別 (町内・町外) 年間利用回数及び利用率 ※括弧内は利用率

	福祉バス (小型) (20人定員) 5-68	福祉バス (中型) (40人定員) -34	生涯学習バス (40人定員) 2-83	ハイエース (10人定員) 15-94
平成 30年度	町内 155日 (89.6%) 町外 18日 (10.4%)	町内 32日 (32.3%) 町外 67日 (67.7%)	町内 46日 (35.4%) 町外 84日 (64.6%)	
令和 元年度	町内 155日 (84.2%) 町外 29日 (15.8%)	町内 37日 (40.2%) 町外 55日 (59.8%)	町内 65日 (41.1%) 町外 93日 (58.9%)	
令和 3年度				町内 9日 (47.4%) 町外 15日 (52.6%)
令和 4年度				町内 25日 (69.4%) 町外 11日 (30.6%)
令和 5年度	町内 127日 (90.1%) 町外 14日 (9.9%)	町内 51日 (46.4%) 町外 59日 (53.6%)	町内 40日 (35.1%) 町外 74日 (64.9%)	町内 97日 (82.9%) 町外 20日 (17.1%)

(5) 年間利用人員及び乗車人員 ※括弧内は乗車率

	福祉バス (小型) (20人定員) 5-68	福祉バス (中型) (40人定員) -34	生涯学習バス (40人定員) 2-83	ハイエース (10人定員) 15-94
平成 30年度	利用人員 2,044人 1事業の平均乗車 12人 1事業の最大乗車 20人	利用人員 2,302人 1事業の平均乗車 23人 1事業の最大乗車 40人	利用人員 3,179人 1事業の平均乗車 24人 1事業の最大乗車 40人	
	11人以上の事業回数 129回 (74.6%) 1~9人の事業回数 8回 (4.6%) 10~20人の事業回数 165回 (95.4%)	10~30人の事業回数 76回 (76.8%) 1~9人の事業回数 1回 (1.0%) 10~20人の事業回数 38回 (38.4%) 21~30人の事業回数 38回 (38.4%) 31~40人の事業回数 22回 (22.2%)	10~30人の事業回数 92回 (70.8%) 1~9人の事業回数 0回 (0.0%) 10~20人の事業回数 47回 (36.2%) 21~30人の事業回数 45回 (34.6%) 31~40人の事業回数 38回 (29.2%)	

	福祉バス (小型) (20人定員) 5-68	福祉バス (中型) (40人定員) -34	生涯学習バス (40人定員) 2-83	ハイエース (10人定員) 15-94
令和 元年度	利用人員 2,163人 1事業の平均乗車 12人 1事業の最大乗車 20人 11人以上の事業回数 129回 (70.1%) 1～9人の事業回数 23回 (12.5%) 10～20人の事業回数 161回 (87.5%)	利用人員 2,239人 1事業の平均乗車 24人 1事業の最大乗車 40人 10～30人の事業回数 69回 (75.0%) 1～9人の事業回数 1回 (1.1%) 10～20人の事業回数 31回 (33.7%) 21～30人の事業回数 38回 (41.3%) 31～40人の事業回数 22回 (23.9%)	利用人員 3,600人 1事業の平均乗車 23人 1事業の最大乗車 40人 10～30人の事業回数 120回 (76.0%) 1～9人の事業回数 2回 (1.3%) 10～20人の事業回数 75回 (47.5%) 21～30人の事業回数 45回 (28.5%) 31～40人の事業回数 36回 (22.7%)	
令和 3年度				利用人員 136人 1事業の平均乗車 7人 1事業の最大乗車 10人 1～8人の事業回数 12回 (63.2%) 1～5人の事業回数 4回 (21.1%) 6～10人の事業回数 15回 (78.5%)
令和 4年度				利用人員 221人 1事業の平均乗車 6人 1事業の最大乗車 10人 1～8人の事業回数 30回 (83.3%) 1～5人の事業回数 11回 (30.6%) 6～10人の事業回数 25回 (69.4%)
令和 5年度	利用人員 1,393人 1事業の平均乗車 10人 1事業の最大乗車 20人 11人以上の事業回数 44回 (31.2%) 1～9人の事業回数 70回 (49.6%) 10～20人の事業回数 71回 (50.4%)	利用人員 2,281人 1事業の平均乗車 21人 1事業の最大乗車 40人 10～30人の事業回数 76回 (69.1%) 1～9人の事業回数 13回 (11.8%) 10～20人の事業回数 54回 (49.1%) 21～30人の事業回数 23回 (20.9%) 31～40人の事業回数 20回 (18.2%)	利用人員 2,296人 1事業の平均乗車 20人 1事業の最大乗車 39人 10～30人の事業回数 86回 (75.4%) 1～9人の事業回数 10回 (8.8%) 10～20人の事業回数 49回 (43.0%) 21～30人の事業回数 37回 (32.4%) 31～40人の事業回数 18回 (15.8%)	利用人員 897人 1事業の平均乗車 8人 1事業の最大乗車 10人 1～8人の事業回数 65回 (55.6%) 1～5人の事業回数 18回 (15.4%) 6～10人の事業回数 99回 (84.6%)

8 調査分析結果（町有バス）

(1) 年間稼働日数（稼働率）について

① 福祉バス（小型・20人定員）

平成30年度は173日（47.4%）、令和元年度は184日（50.3%）、令和5年度は141日（38.5%）と十分な稼働率でした。令和5年度においては、若干稼働率を下げましたが、これは9月にエアコンが故障し、翌年1月までの約5か月間運休となる事態が発生したことによるもので、新型コロナが感染症法上の2類から5類に変更された初年度という状況も加味すれば、及第点以上の稼働率と判断できます。

② 福祉バス（中型・40人定員）

平成30年度は99日（27.1%）、令和元年度は92日（25.1%）、令和5年度は110日（30.1%）と低い稼働率でした。この状況からは、町が本車両を保有し、維持し続けることの意義を見直さざるを得ません。

③ 生涯学習バス（40人定員）

平成30年度は130日（35.6%）、令和元年度は158日（43.2%）、令和5年度は114日（31.1%）とやや低めの稼働率でした。これは、町立小・中学校の長期休業中の利用が少ないことが影響していると思われました。しかし本車両は、多様な教育活動を支える資源の一つとして、町が保有し、維持し続ける意義は高く、更なる利用向上を図るべきです。

④ ハイエース（10人定員）

令和3年度は19日（5.2%）、令和元年度は36日（9.9%）、令和5年度は117日（32.0%）と、令和5年度を除き極めて低い稼働率でした。

令和3年8月にリース導入した車両のため、令和3年度の稼働日数が極端に低いですが、同年8月から翌年3月までの期間（153日間）に絞って見ても、稼働率は12.4%と低いものでした。

令和5年度では、稼働日数を大きく伸ばしましたが、これは、小型福祉バスが9月から翌年1月までエアコン故障により運行休止したために、「いきいき健康教室送迎」と「ぬくもり温泉送迎」を代替運行したことの結果です。いずれにしても、町が本車両を保有し、維持し続けることの意義を見直さざるを得ません。

(2) 利用目的について

① 福祉バス（小型・20人定員）

福祉利用が、平成30年度は94.8%、令和元年度は88.0%、令和5年度は94.3%と、ほぼ目的どおりの利用実態であり、設置目的を達成しています。

② 福祉バス（中型・40人定員）

平成30年度は、福祉利用が27.3%、教育利用が50.5%、教育利用を含めた福祉利用以外の利用は72.7%となりました。

令和元年度は、福祉利用が30.4%、教育利用が40.2%、教育利用を含めた福祉利用以外の利用は69.6%となりました。

令和5年度は、福祉利用が43.6%、教育利用が35.5%、教育利用を含めた福祉利用以外の利用は56.4%と、約半数が本来的な利用目的となりました。但し、福祉利用の大半は新型コロナワクチン接種の送迎であり、これはコロナ禍という特殊事情によります。

以上の結果では、本車両は、福祉利用という本来的な目的を十分に果たしていない利用実態にあるといえます。

③ 生涯学習バス（40人定員）

平成30年度は、教育利用が95.4%、福祉利用が1.5%、福祉利用を含めた教育利用以外の利用は4.6%となりました。

令和元年度は、教育利用が95.6%、福祉利用が2.5%、福祉利用を含めた教育利用以外の利用は4.4%となりました。

令和5年度は、教育利用が96.5%、福祉利用が1.8%、福祉利用を含めた教育利用以外の利用は3.5%となりました。

以上の結果では、本車両は、十分に本来的な利用目的を果たしているといえます。

④ ハイエース（10人定員）

令和3年度は、教育利用が57.9%、福祉利用が10.5%、福祉利用を含めた教育利用以外の利用は42.1%となりました。

令和4年度は、教育利用が58.3%、福祉利用が16.7%、福祉利用を含めた教育利用以外の利用は41.7%となりました。

令和5年度は、教育利用が19.7%、福祉利用が70.9%、福祉利用を含めた教育利用以外の利用は80.3%となりました。福祉利用が多くなった理由は、小型福祉バスのエアコン故障に伴う代替運行によるものです。

以上の結果では、小型福祉バスの代替運行という要素を差し引いても、本車両は、教育利用という本来的な目的を十分に果たしていない利用実態にあるといえます。

(3) 乗車人数について

① 福祉バス（小型・20人定員）

10人以上の乗車は、平成30年度が95.4%、令和元年度が87.5%、令和5年度が50.4%となりました。

11人以上の乗車は、平成30年度が74.6%、令和元年度が70.1%、令和5年度が31.2%となりました。一方で、令和5年度では、10人未満の乗車が49.6%となりました。

以上の結果からは、令和5年度を除くと、車両サイズを十分満足する利用実態だったといえます。

しかし、いずれの年度も、介護予防事業「いきいき健康教室」の利用が半数を占めているため、高齢者人口の減少がさらに進んだ将来には、この事業を福祉バス利用から切り離したうえで、代替手法も検討する必要があります。

乗車状況を踏まえると、多様な福祉活動を支える資源としては一定数機能しているため、本車両を保有し維持し続ける意義は高いといえますが、一方で、高齢者人口の減少により、利用目的の大半を占めている介護予防事業「いきいき健康教室」などの参加者に減少傾向が見られるとするならば、町交通施策及び財政負担の最適化の観点から、費用対効果に見合った車両のダウンサイジングの可能性を追求していくべきです。

② 福祉バス（中型・40人定員）

10～30人の乗車回数が、平成30年度は76.8%、令和元年度は75.0%、令和5年度は69.1%となりました。

さらに10～20人乗車では、平成30年度が38.4%、令和元年度が33.7%、令和5年度が49.1%であり、調査期間の3年間を通して、必ずしも車両サイズを満足しきれていない利用実態でした。

乗車状況を踏まえると、町交通施策及び財政負担の最適化の観点から、費用対効果に見合った車両のダウンサイジング、または別車両への代替の可能性を追求していくべきです。

しかし一方で、町主催事業による福祉利用以外の大人数（30人以上）での町外移動が必要となるケースは、全体としては少ないながらも一定数発生しており、また、全国的な運転手不足に伴う大型二種免許保有者も著しく減少している現状を考慮すると、中型福祉バス（40人乗り）を廃止する場合には、活用機会の抜本的な見直しに向けて、関係課やバス事業者等との協議・調整が必要です。

③ 生涯学習バス（40人定員）

10～20人以下の乗車回数が、平成30年度は36.2%、令和元年度は47.5%、令和5年度は43.0%となりました。

10～30人の乗車回数が、平成30年度は70.8%、令和元年度は76.0%、令和5年度は75.4%となりました。

31人以上の乗車回数が、平成30年度は29.2%、令和元年度は22.7%、令和5年度は15.8%となりました。

以上からは、必ずしも車両サイズを満足しきれていない利用実態であることがわかりました。

前述のとおり乗車状況を踏まえると、多様な教育活動を支える資源として及第点の機能を果たしているため、本年度時点においては、本車両を保有し維持し続ける意義は高いものといえます。

しかし、将来的に少子化に伴う年少人口の減少が進行し続ける場合には、町交通施策及び財政負担の最適化の観点から、次期更新にあたっては、費用対効果に見合った車両のダウンサイジングの可能性を追求していくべきです。

④ ハイエース（10人定員）

8人以下（ミニバン乗車定員）の乗車回数が、令和3年度は63.2%、令和4年度は83.3%、令和5年度は55.6%となりました。令和5年度における増加要因は、「ぬくもり温泉送迎」が大半を占めたものです。

乗車状況を踏まえると、必ずしも車両サイズを満足しきれておらず、町交通施策及び財政負担の最適化の観点からは、費用対効果に見合った車両のダウンサイジングまたは別車両へ代替の可能性を検討すべきです。

(4) 公共交通機関の活用について（町有バス全体を通して）

地域公共交通の確保維持の観点、そして将来的な車両のダウンサイジングを図る場合にカバーしきれない需要への対応として、「江差マース」の積極的な利用を促すなど、地域公共交通機関の利用促進に向けた働きかけ強化についても検討していく必要があります。

10人未満の小人数による利用の場合には、江差マースの代替を検討できますが、30人以上の大人数での移動が必要となるケースにおいては、地域公共交通機関の活用は困難な現状です。

こうした状況を見据え、30人未満は町有バス、30人以上は民間バスといったふう

に役割分担し、民間事業者へのバス運行委託業務へ移行することも検討していく必要があります。

9 今後の町有バス整備方針（維持車両の方針と、削減車両の進め方）

(1) 福祉バス（小型・20人定員）

利用状況を考慮すると、一定数の利用実態が確認されることから、車両保有を継続していきます。一方、中型福祉バスについては、保有維持の必要性が低いものと判断し廃止方針を基本としますが、中型福祉バスの廃止影響を最小限とするために、本車両は、現在の20人定員を29人定員にアップサイジングしたうえ、中型福祉バスの代替としても利用していくことを想定します。

このため町は、本車両が初年度登録から26年を経過し老朽化が著しかったため、令和6年11月、乗車定員29人のバスに更新（新車導入）したところ

です。今後、新しい車両の乗車定員を超える乗車が必要となった場合は、民間バスや公用車ミニバン（8人乗り）を併用し対応していくものとします。

なお、バスの一般的な耐用年数の15～20年からいけば、次期更新は、令和21年度あるいは令和26年度頃を想定し、維持管理していきます。

(2) 福祉バス（中型・40人定員）

利用実態や保有維持に伴う維持管理費を考慮すると、車両保有の必要性が低いものと判断します。

本車両は、初年度登録から20年以上の経過車両であり、既に耐用年数を超過していることから、車両状況が悪化し運行に支障をきたす状態が頻繁にみられているため、令和7年度（令和8年3月）の廃止を基本方針とし検討していきます。

このため、本車両の廃止影響を最小限とするべく、現在の小型福祉バスを20人定員から29人定員にアップサイジングのうえ更新し、代替利用していくことを想定しました。

また、町内会・老人クラブ等を対象とする「民間バスコミュニティ利用補助金（仮称）」を創設し、町民サービスの維持・向上を図る仕組みも検討していきます。

さらに、他用務でスケジュールが埋まっているなどして、小型福祉バスが利用できない場合には、公用車ミニバン（8人乗り）等も併用し対応していくものとします。

(3) 生涯学習バス（40人定員）

多様な教育活動を支える役割を一定数果たしている一方で、将来的には、人口減少と少子化に伴う年少人口が減少することを考慮し、次期更新時は、29人乗り程度にダウンサイジングすることを検討の前提として、車両保有を継続していきます。

学校の長期休業中における稼働率の更なる向上を図るとともに、地域で限られている輸送資源の最適化を図る観点から、教育利用以外も含めて新たな活用機会の創出を図り、稼働率の向上に努めます。

中型福祉バスを廃止した場合は、当該車両を利用していた活動が本車両に移行されることで、利用率が向上することが見込まれます。教育活動の利用を最優先するために、現在、福祉バスと同日重複利用されている状況も勘案して、よりきめ細かな日程調整に努めていくものとします。

なお、現在の車両は中古購入したもので、初年度登録から20年以上経過し耐用年数も超過しており、老朽化による故障も頻発しているため、財政状況を十分に踏まえながら、令和7年度以降、早い時期の更新を検討します。

(4) ハイエース（10人定員）

導入後の利用実態を考慮すると、保有維持の必要性が低いものと判断し、現在のリース期間満了時（令和8年7月）に削減します。

本車両の廃止による町民サービスの影響は、稼働率が低いため限定的と見込まれますが、別の公用車ミニバン（8人乗り）等により対応していくものとします。

10 期待される削減効果額

(1) 共用車両

(単位：円)

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	計
N-BOX 66-06	213,840	213,840	213,840	213,840	213,840	1,069,200
スペーシア 87-96	158,436	211,248	211,248	211,248	211,248	1,003,428
N-ワゴン 24-59	139,200	208,800	208,800	208,800	208,800	974,400
セレナ 24-30				244,860	419,760	664,620
セレナ 23-29				302,940	403,920	706,860
N-BOX 48-72				143,440	215,160	358,600
小計(既定)	511,476	633,888	633,888	1,325,128	1,672,728	4,777,108
ADバン 71-85				200,000	200,000	400,000
ライフ 10-59				200,000	200,000	400,000
小計(追加)	0	0	0	400,000	400,000	800,000
合計	511,476	633,888	633,888	1,725,128	2,072,728	5,577,108

注) ADバン及びライフは、リース車両ではないため、過去2か年(令和4～5年度)の維持管理費の平均値で求めました。

(2) 軽トラック

(単位：円)

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	計
キャリー 69-56			26,400	158,400	158,400	343,200
キャリー -91					52,800	52,800
合計	0	0	26,400	158,400	211,200	396,000

(3) 町有バス

(単位：円)

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	計
福祉バス(小型) 20人定員 5-68			令和6年11 月新車導入	600,000	600,000	1,200,000
福祉バス(中型) 40人定員 -34				令和8年3 月廃止	700,000	700,000
生涯学習バス 40人定員 2-83				令和7年度以降の早い 時期に更新(新車導入)		0
ハイエース 10人定員 15-94					634,590	634,590
合計	0	0	0	600,000	1,934,590	2,534,590

注) 福祉バス(小型及び中型)は、過去2か年(令和4～5年度)の修繕費の平均値で求めました。

(4) 公用車全体

(単位：円)

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	計
共用車両	511,476	633,888	633,888	1,725,128	2,072,728	5,577,108
軽トラック	0	0	26,400	158,400	211,200	396,000
町有バス	0	0	0	600,000	1,934,590	2,534,590
合計	511,476	633,888	660,288	2,483,528	4,218,518	8,507,698

7. 財源確保の取り組み

(1) 法定外目的税の検討

① 法定外目的税

法定外目的税は、特定の用途のみに税収を充てることができる法定外の税です。税収について用途が限定されていないものは法定外普通税となります。

地方団体は地方税法に定める税目以外に条例により税目を新設することができ、さらに平成12年の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設されました。

② 導入を検討する法定外目的税

他の地方公共団体の事例などを参考にしながら様々な法定外目的税の導入について考察してきました。そのなかで「宿泊税」が今のところ現実的であると考えています。

比較的多くの自治体で検討されている税目で、道内では倶知安町が令和元年度から導入しており、北海道、札幌市、函館市、小樽市、ニセコ町でも導入を検討しています。

いずれも訪日外国人が10万人を超える市町村であり、江差町の場合、宿泊者の半数以上はビジネス客という状況ではありますが、北海道は魅力度ランキングにおいて常に上位であることや、当町は観光が主要産業の一つであり他の法定外目的税よりも比較的实现可能性が高いと考えることから、当町も「宿泊税」の導入について検討をします。

③ 導入の検討の取り組み

令和4年度中に、必要に応じて庁内の観光部門、政策部門、財政部門との協議や事業者との意見交換など行い、課題の整理などを行った上で導入の可否について判断していきます。

(2) 使用料の見直し

財源確保の対策として、使用料についても見直しを検討しました。その結果、「町有公共施設等の使用料の見直し(案)」のとおり取り組んでいくこととしました。

(3) 見直しの効果額

12千円

(令和4年度から分 12千円)

町有公共施設等の使用料の見直し

収入の確保は財政基盤強化の重要な取り組みであり、その一つである町有公共施設等の使用料の値上げについてを検討してきました。

検討の結果、町有公共施設等の使用料は、2年前の令和元年10月に消費税率の改定に伴いほとんどの施設でおおよそ5%値上げしていることもあり、特に新型コロナウイルス感染症の影響が長引くと想定されるなかで、度々値上げをして住民の負担を増加させることは時宜を得ないものであると考えました。

このことから、江差町総合運動公園についてのみ、下記のとおり使用料の値上げを検討していきます。

(1) 江差町総合運動公園

他の施設に比較して町外の方がある程度利用している施設であることから、町外の方が利用する場合は5割増しとします。

【参考】

施設名	区分等	1時間あたり 使用料金	町外の方を5割増しとした 場合の効果額 (H30～R02の平均から算出)
テニスコート		200	約8,700円
	18時以降	1,040	
野球場		830	約3,200円
	18時以降	2,400	
サブグラウンド		310	0円
多目的広場	全部使用	1,570	約100円
	一部使用(1/2)	780	

【中間年（令和6年度）における見直し結果】

1 令和4年度からの取り組み

（1）法定外目的税の検討

税務課を中心に「宿泊税」のほか「かもめ島整備税」等について情報収集や試算を行い、導入の可能性等を探ってきました。令和6年10月には、庁内関係部署において内部協議を実施しています。北海道内他自治体の事例等を参考とし、江差町が実施する場合の目的や税収、懸案事項について話し合いましたが、結論には至りませんでした。今後も、税の導入が目的ではなく、目的をもって政策を進めるために必要な財源確保の手段のひとつとして検討を進めていきます。

（2）使用料の見直し

江差町総合運動公園の使用料について、町外の方が利用する場合の使用料増額（5割増し）を検討することとしていましたが、令和5年度まで具体的な取り組みはできておらず、今後、検討を開始・具体化させていきます。

また、当初見直し案にはありませんでしたが、昨今の風力発電等による港湾活用の需要の高まりから「港湾使用料」の見直しについて検討を進めることとします。この他、当初見直し案において見送ることとした町有公共施設等の使用料についても、物価高騰等の情勢を踏まえ引き続き見直しを検討していきます。

（3）その他の取り組み

税務課において、収納率向上対策の一環として「電子納付の推進」に取り組んでいます。固定資産税・軽自動車税については、令和5年4月より地方税共通納税システムお支払いサイトにて地方税統一QRコード（eL-QR）を活用した電子納付ができるようになりました。今後は他の電子納付手段の検討等を進めていくほか、国が令和8年9月までに開始を目指している、eL-QRで支払い可能な公金の対象範囲拡大についても対応を進めていきます。

2 見直しによる削減効果額（中間評価時点の取組実績 及び これからの取組目標）

	計画額	取組状況（検討状況）	実績（目標）額
令和4年度	12千円	未実施	0千円
令和5年度	12千円	未実施	0千円
令和6年度	12千円	検討開始	0千円
令和7年度	12千円	検討具体化、課題整理	0千円
令和8年度	12千円	新使用料適用開始	12千円
計	60千円		12千円

8. ふるさと納税、企業版ふるさと納税の増額対策

(1) ふるさと納税

ふるさと納税の直近5か年の実績は下記表のとおりとなっています。50,000千円から60,000千円前後で推移しており、これまで令和元年度の約62,700千円が最も多い額でした。

町では、令和4年度に寄附額1.5億円を目指し、最終的には2億円が達成できることを目標に次のページに記載している取り組みをしていきます。

【表 平成28年度～令和2年度のふるさと納税実績】

年度	寄附金額
平成28年度	47,740,000円
平成29年度	55,428,000円
平成30年度	38,119,000円
令和元年度	62,694,000円
令和2年度	55,201,000円

ふるさと納税の増額に向けての取り組み

I 目標

財源強化のため、ふるさと寄附金の増額に取り組みます。

目標は、寄附金額 **2億円** です。まずは令和4年度は1.5億円をめざします。そのため、次の6つの取り組みをしていきます。

- (1) 積極的なPRの取り組み
- (2) 返礼品の訴求力向上の取り組み
- (3) 返礼品の掲載数の増加の取り組み
- (4) 返礼品数量の確保と出品数を増やす取り組み
- (5) 返礼品の拡充支援の取り組み
- (6) 職員体制の見直しと業務の外注の検討の取り組み

II 取り組みする6項目の概要

(1) 積極的なPRの取り組み

ア. 取り組み内容

(広告によるPR)

- ・寄附額の増額に繋がるための経費に対して投資をすることも必要であることから、媒体を絞り込みながら広告を出して積極的にPRしていきます。

(ポータルサイトでの広告)

- ・ターゲットを絞らない広告（新聞や雑誌、電車の中吊り広告など）は効果検証が難しいため、広告媒体は、ふるさと納税のポータルサイトで実施します。

(直近の広告掲載予定)

- ・直近では、次のとおり広告を掲出します。その効果を図りながら今後の対策のあり方を検討していきます。

1) 掲出先 ふるさとチョイス（特集ページでのリンクバナー）

時 期 令和4年2月～3月、4月以降は2回（夏期1回、冬期1回を検討）

期 間 数週間～1月程度

2) 掲出先 楽天ホームページ（検索連動型広告）

時 期 令和4年3月

期 間 1年間

(経費割合への留意)

- ・ただし、寄附額に対する経費率として算入されることから、経費割合5割を超えないように留意する必要があります。

イ. 現状

(返礼品の拡充や数量確保に注力)

- ・これまでは返礼品の拡充や数量確保に重点を置き専門員の時間や労力を割いてきたことや経費を抑えるためなどの理由で特段のPRは行っていませんでした。

(2) 返礼品の訴求力向上の取り組み

ア. 取り組み内容

(写真などの見直し)

- ・返礼品の情報を伝えるためのポータルサイトの写真、文章などを見直しします。

(アピールポイントの見直し)

- ・返礼品を選ぶ際の基準の一つとして、返礼品自身が持つ魅力や訴求力もありますが内容量（何パック詰めにするか等）なども重要です。内容量やパッケージなどのアピールするポイントが何かを再検証し見直しをします。

(情報収集)

- ・そのため、他市町村の事例などを参考にするなどして情報収集や研究を進めます。

イ. 現状

(寄附意欲の要因)

- ・写真映りや返礼品の情報を伝えるための文章などは寄附しようとする者の意欲を左右する要因の一つです。

(ノウハウ等の不足)

- ・写真撮りや紹介文章などはわずかに外部に委託している以外、ほとんど職員が行っていますが、ノウハウが不足していることや他の事務作業もあるなど時間的制約もあることから訴求力向上に至っていない現状です。

(3) 返礼品の掲載数の増加の取り組み

ア. 取り組み内容

(返礼品の掲載数)

- ・掲載が可能な返礼品はすべて掲載したほうが返礼品の選択肢が増えるため、寄附額や件数も増加することが期待できます。ふるさと納税を募集し返礼品を紹介している各ポータルサイトにおいて掲載している返礼品の数を増やすとともに、新規ポータルサイトへの出店を行います。

(事業者の掲載支援)

- ・そのため役場職員が担う業務の効率化を図り、出品・掲載作業に注力できる体制を整備することで、掲載返礼品の数を増やしていきます。

イ. 現状

(返礼品掲載数のバラツキ)

- ・「さとふる」「ふるさとチョイス」「楽天」「三越伊勢丹」の4つのサイトでふるさと寄附金を募集していますが、それぞれのサイトで掲載している返礼品の数が異なっており、すべての返礼品を掲載できていないのが現状です。

(サイトごとの規格の違い)

- ・これは、「三越伊勢丹」を除き、宣伝素材の作成から掲載に至る作業の全てを役場職員が担っており、かつ掲載するための作業、画像データの規格や掲載の方法、手続き手順などがサイトごとに異なっていることから、専門員の能力に比して作業量が過大であることが原因です。

※「三越伊勢丹」はバイヤーが返礼品を選んで掲載していく仕組みなので町が関与す

る余地はほとんどありません。)

(4) 返礼品数量の確保と出品数を増やす取り組み

ア. 取り組み内容

(返礼品の確保)

- ・「北海道産」の生鮮品の人気は高く、数量を確保すること、出品数を増やすことでより多くの寄附を集めることができます。特に寄附が集中する時期（特に年末）においても返礼品が確保できるよう、在庫数を増やすための方策を事業者と協議します。

また、在庫切れリスクを分散させるために、町内の既存商品から新規返礼品の発掘を進めます。

(確保のための支援)

- ・返礼品を確保するために抱える在庫のコストや保管スペースの確保に対し、支援策（買い上げ制度や融資制度などのコスト軽減策、インセンティブのための奨励金制度など）を検討します。

(町と事業者の協調)

- ・事業者がふるさと納税への返礼品の出品が売り上げ増加の可能性を大いに秘めていることを理解してもらい、在庫コストや保管スペースといった課題を町と事業者で協調して解決できるよう努めます。

イ. 現状

(出品停止の事例)

- ・これまでも幾度か在庫がなくなったり漁期が終了したりということで返礼品の出品を停止した事例があります。

(保管スペースやコストの問題)

- ・大半が小規模な個人経営の事業者であることもあり、返礼品の保管スペースの問題や在庫コストの問題があることも大きな要因の一つとなっています。

(ふるさと納税への姿勢)

- ・また、必ずしもふるさと納税の返礼品が売り上げの多くを占めていないことから在庫を抱えることなどに消極的な傾向であることも要因となっています。

(能力上の限界)

- ・さらに、事業者の製造能力や職員の一連の事務を遂行する限界もあり、出品数をなかなか増やすことが困難な現状です。

(5) 返礼品の拡充支援の取り組み

ア. 取り組み内容

(加工品の拡充支援)

- ・収穫量や漁獲量に左右されず保存期間が比較的長い加工品を返礼品に加えることができれば、多数の返礼品を安定的に出品することができます。原材料が自町産でなくても加工が自町であれば返礼品として認められます。そのため原材料を確保することが現在よりも容易となるほか、新たな返礼品を考える幅が広がります。

(加工場整備等の支援の検討)

- ・返礼品を拡充するため加工品を出品するための加工場の整備や拡充の支援を事業者と

ともに検討します。

イ. 現状

(収穫量・漁獲量の不安定性)

- ・返礼品のほぼすべてが収穫・漁獲したものをそのまま出品しているものであることから、天候といった自然現象などに出品数が左右されることがあります。

(加工品設備の不足)

- ・加工品を作るための設備がない事業者がいたり、設備があっても今以上にふるさと納税として出品するためには既存施設では不足している場合があります。

(設備投資リスク)

- ・新たに整備するにしても既存のものを拡張するにしても設備投資が求められ、そのリスクが事業者の足かせとなっていると考えられます。

(6) 職員体制の見直しと業務の外注の取り組み

ア. 取り組み内容

(職員増員)

- ・会計年度任用職員1名を新たに配置することを検討します。

(一部業務の委託)

- ・また、手続き関係業務の一部をポータルサイト運営事業者などに委託することを検討します。

(専門員の時間と能力の集中投入)

- ・手続き関係の業務を会計年度任用職員が担うこと及び一部を委託することにより、専門員が取り組みの(1)から(5)に十分な時間と労力を投入することができます。

イ. 現状

(専門員の多様な業務)

- ・現在、ふるさと納税専門員は1名であり、以下の業務をすべて一人で遂行しています。

返礼品出品

事業者との交渉

寄附に係るワンストップ特例に係る事務

委託料支払い事務

決裁手数料支払い事務 など

(寄附が集中する時期の状況)

- ・特に年末などの寄附が集中する時期においてそれらの業務に忙殺されて、返礼品の拡大・充実や事業者へのフォローなどが十分にできているとは言い難いのが現状です。

(2) 企業版ふるさと納税

現在、次のような対策に取り組んでいます。引き続きこの対策を取り進めるほか、不断に拡充策を検討していきます。

- ・各課及び各職員から寄附の依頼を検討することができそうな企業を集約します。
- ・上記企業にリーフレットなどを送付したり、職員が訪問したりしてPRします。
- ・町長の出張などの機会を利用して積極的に企業を訪問してPRします。

(3) 見直しによる削減効果額

35,000千円

(令和4年度から分 35,000千円)

※ 増額となる寄附額（目標寄附額150,000千円から令和3年度に予算計上している寄附額80,000千円を引いた70,000千円）から、返礼品やポータルサイト手数料、送料などの経費を差し引いた額を効果額としています。

【中間年（令和6年度）における見直し結果】

1 ふるさと納税

（1）積極的なPRの取り組み

- ・ポータルサイトへのWEB広告を実施
- ・ポータルサイト上でのSEO対策（検索結果の上位に出てくるような対策）を実施

（2）返礼品の訴求力向上の取り組み

- ・地域特産品推進員の配置により、ポータルサイトに掲載している既存返礼品の写真見直しや事業者の取材を通して説明文の内容充実を図りました。
- ・新規返礼品についても、既存返礼品と同様に写真や説明文の充実を図りました。

（3）返礼品の掲載数の増加の取り組み

- ・ふるさと納税ポータルサイト数の増加（4サイト⇒15サイト）
- ・地域特産品推進員の配置により、新たな返礼品事業者の開拓や既存事業者の新たな返礼品開発が促進され掲載数増加につながっています。

（4）返礼品数量の確保と出品数を増やす取り組み

- ・ふるさと納税の返礼品安定供給を目的に、協力事業者の返礼品製造のための原材料購入費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付しました。（令和4年度ふるさと納税返礼品原材料買上支援）
- ・地域特産品推進員の配置により、事業者とのきめ細かなフォローができ、出品数増加につながっています。

（5）返礼品の拡充支援の取り組み

- ・まちづくり推進交付金（ふるさと納税返礼品拡大支援事業）について、令和4年度に補助率を引き上げ（補助率1／2⇒2／3）、令和5年度以降も継続実施しています。

（6）職員体制の見直しと業務の外注の検討の取り組み

- ・地域特産品推進員（会計年度任用職員）の配置について、令和4年度に1名から3名体制に段階的に増員し、令和5年度以降も継続配置しています。

（7）取り組みまとめ

ふるさと応援寄附金増額対策の各種取組により、令和4年度は目標にこそ届かなかったものの、過去最高の寄附額を達成し、令和5年度には目標だった2億円を達成しました。

令和3年度予算と比較し削減効果額を評価した場合、令和4年度においては、計画的な増額対策費の支出となりましたが、想定より寄附額の伸びが緩やかだったため、削減効果額も想定を18,566千円下回りました。令和5年度においては、継続的な増額対策が成果につながり、削減効果額は前年度の2倍以上となる34,280千円増を記録しました。

令和6年度においては、第一四半期の寄附額が目標達成率135%となりましたが、第二四半期の目標達成率は67.5%となっており、ふるさと納税を取り巻く制度改正等の影響も窺えます。今後も情勢等を踏まえた増額対策により、一層の寄附額増加が期待されます。

(8) 令和7年度以降の取り組み

- ・令和7年度以降の寄附額については、これまでの増額対策の成果として、令和6年度実績見込額である2億5,000万円の堅持に努めるとともに、最終的には3億円達成を目指すこととします。

・見直しの効果額（中間評価時点の取組実績）

単位：千円

		計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)
令和4年度	寄附額	150,000	129,776	▲ 20,224
	R3比増となる寄附額 ①	70,000	49,776	▲ 20,224
	R3比増となる経費 ②	▲ 35,000	▲ 33,342	1,658
	効果額 ①+②	35,000	16,434	▲ 18,566
令和5年度	寄附額	150,000	205,709	55,709
	R3比増となる寄附額 ①	70,000	125,709	55,709
	R3比増となる経費 ②	▲ 35,000	▲ 91,429	▲ 56,429
	効果額 ①+②	35,000	34,280	▲ 720
令和6年度 (R6.11見込)	寄附額	150,000	250,000	100,000
	R3比増となる寄附額 ①	70,000	170,000	100,000
	R3比増となる経費 ②	▲ 35,000	▲ 88,665	▲ 53,665
	効果額 ①+②	35,000	81,335	46,335
	小計	105,000	132,049	27,049

・見直しの効果額（これからの取組目標）

単位：千円

		計画額(A)	目標額(B)	差額(B-A)
令和6年度まで効果額		105,000	132,049	27,049
令和7年度 (期待値)	寄附額	150,000	250,000	100,000
	R3比増となる寄附額 ①	70,000	170,000	100,000
	R3比増となる経費 ②	▲ 35,000	▲ 90,720	▲ 55,720
	効果額 ①+②	35,000	79,280	44,280
令和8年度 (期待値)	寄附額	150,000	250,000	100,000
	R3比増となる寄附額 ①	70,000	170,000	100,000
	R3比増となる経費 ②	▲ 35,000	▲ 90,720	▲ 55,720
	効果額 ①+②	35,000	79,280	44,280
	小計	70,000	158,560	88,560
	効果額計	175,000	290,609	115,609

2 企業版ふるさと納税

(1) 取り組み状況

令和4年度から、以下のア～ウの対策に取り組んできたところ、令和5年度までにおいて総額で1,560万円の寄附実績となりました。また、エ～オの取り組みについても追加的に実施しています。

- ア 各課及び各職員から寄附の依頼を検討することができそうな企業を集約
- イ 上記企業にリーフレットなどを送付したり、職員が訪問したりしてPR
- ウ 町長の出張などの機会を利用して積極的に企業を訪問してPR
- エ 企業版ふるさと納税の寄附実績企業へのPR
- オ 企業版ふるさと納税マッチング会などへの積極的な参加

(2) 令和7年度以降の取り組み

令和9年度に供用開始予定の北の江の島拠点施設整備事業に必要な財源について、国庫補助金等を除くすべての額を地方債発行により措置する場合、財政健全化判断比率に大きな影響が及ぶ試算がされています。既存予算によらない財源対策として、企業版ふるさと納税の取り組み等の自主財源確保対策の強化が必要です。具体的な取組としては、拠点施設の供用開始までの3年間において、町長のトップセールスによる企業版ふるさと納税の3億円獲得を目指すこととします。

(3) 中間評価時点の実績額 及び これからの目標額

年度	寄附金額	年度	寄附金額
平成30年度	2,500,000円	令和5年度	7,800,000円
令和元年度	0円	令和6年度 (見込み)	7,100,000円
令和2年度	0円	令和7年度	150,000,000円
令和3年度	10,100,000円	令和8年度	150,000,000円
令和4年度	7,800,000円		

9. 効果額のまとめ

財政基盤強化の取り組みによって期待される効果額をまとめると次のようになります。

※上段：目標値、下段：実績値（令和5年度までは実績値、令和6年度は見込値、令和7年度から令和8年度は目標値）

各年度の効果額測定は、令和3年度決算額を基準としています。そのうち「事務事業の見直し」において、大きな金額の乖離が生じていますが、令和3年度がコロナ禍にあって通常と異なる状況だったことが主な要因と考えられます。そのため、中間評価の比較分析結果等をもって直ちに効果額の増につなげるのが難しい状況となっています。次期財政基盤強化に向けた取り組みの策定にあたっては、コロナ後の現状を平常期とした効果額測定等により、一層の財政基盤強化に向けた取り組み推進が求められます。

(千円)

項目		年度						計
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8		
歳入	使用料の見直し	12	12	12	12	12	60	
		0	0	0	0	12	12	
	ふるさと納税の増額対策	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	350,000	
		49,776	125,709	170,000	170,000	170,000	685,485	
	企業版ふるさと納税の増額対策	—	—	—	150,000	150,000	300,000	
		7,800	7,800	7,100	150,000	150,000	322,700	
歳入計	目標①	70,012	70,012	70,012	220,012	220,012	650,060	
	実績④	57,576	133,509	177,100	320,000	320,012	1,008,197	
	④－①	▲12,436	63,497	107,088	99,988	100,000	358,137	
歳出	補助金等の見直し	32,463	37,737	37,837	37,837	37,837	183,711	
		49,200	28,003	34,125	37,837	37,837	187,002	
	事務事業の見直し	96,455	96,455	99,518	99,518	99,518	491,464	
		▲20,275	▲64,953	▲60,179	▲50,000	±0	▲195,407	
	公用車の配置台数の見直し	511	634	634	1,325	1,673	4,777	
		511	634	660	2,484	4,219	8,508	
	ふるさと納税の増額対策	▲35,000	▲35,000	▲35,000	▲35,000	▲35,000	▲175,000	
		▲33,342	▲91,429	▲88,665	▲90,720	▲90,720	▲394,876	
歳出計	目標②	94,429	99,826	102,989	103,680	104,028	504,952	
	実績⑤	▲3,906	▲127,745	▲114,059	▲100,399	▲48,664	▲394,773	
	⑤－②	▲98,335	▲227,571	▲217,048	▲204,079	▲152,692	▲899,725	
効果額計	目標③ (①+②)	164,441	169,838	173,001	323,692	324,040	1,155,012	
	実績⑥ (④+⑤)	53,670	5,764	63,041	219,601	271,348	613,424	
	⑥－③	▲110,771	▲164,074	▲109,960	▲104,091	▲52,692	▲541,588	